

# 平塚市一般廃棄物処理基本計画 (中間見直し)

## 案

『地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか』



令和8年3月

平塚市

平塚市一般廃棄物処理基本計画  
『地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか』  
令和8年3月

## 目次

第1章 基本的事項	1
第1節 基本理念及び計画改訂の目的と背景	1
1 基本理念	1
2 計画改訂の目的	1
3 計画改訂の背景	1
第2節 計画の位置付け	3
第3節 計画期間	5
第4節 計画対象	5
第2章 ごみ処理基本計画	7
第1節 ごみ処理の現状	7
1 ごみの分別区分と処理方法	7
(1) 家庭系ごみ	7
(2) 事業系ごみ	8
2 ごみ処理の流れ	9
3 処理体制	11
(1) 処理施設の概要	11
(2) 収集運搬体制の概要	14
(3) 処理及び維持管理費の推移	15
4 ごみ処理状況	16
(1) メイン指標の目標値の達成状況	16
(2) サブ指標の目標値の達成状況	17
第2節 本計画におけるごみ処理に対する取組	18
1 令和5年度までの実績	18
(1) 発生量あたり排出原単位	18
(2) 家庭系ごみ排出原単位（資源再生物を除く）	20
(3) 事業系ごみ総排出量	22
(4) 家庭系ごみ資源化率	23
(5) 総資源化率	25
(6) 最終処分量	26
(7) 二酸化炭素排出量	28
2 人口類似自治体及び県内18市との比較	30
(1) 発生量あたり排出原単位の比較	30
(2) 家庭系ごみ排出原単位の比較	30
(3) 事業系ごみ総排出量及び排出原単位の比較	31

（4）家庭系ごみの資源化に関する比較	32
（5）総資源化率の比較	36
（6）最終処分量の比較	36
3 焼却ごみにおけるごみ組成	37
4 家庭系ごみ（可燃ごみ）の分析結果	38
第3節 ごみ処理の課題	39
1 家庭系ごみにおける課題	39
2 事業系ごみにおける課題	40
3 個別処理計画における課題	41
（1）収集運搬計画	41
（2）中間処理計画	41
（3）最終処分計画	41
4 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量における課題	41
第4節 ごみ処理の基本方針	43
1 基本方針	43
2 計画目標	44
（1）目標の考え方	44
（2）将来の人口予測	44
（3）将来のごみ量（見込み）	44
3 数値目標	49
（1）指標の考え方	49
（2）目標値の設定	49
第5節 基本理念に基づく施策の展開	55
基本方針1 生活習慣や商習慣における5Rの定着・実践	56
基本方針2 地域に密着した啓発・協働の推進	63
基本方針3 経済的、社会的、環境的側面のバランスが取れた廃棄物行政の運営	67
第3章 生活排水処理編	71
第1節 生活排水処理の現状	71
1 生活排水処理の現状	71
（1）本市の生活排水処理の流れ	71
（2）処理形態別人口	73
（3）生活排水処理量の推移	74
（4）清掃事業費の推移	75
（5）合併処理浄化槽設置の補助制度	75
（6）BOD75%水質値の経年変化	76

2	処理体制の概要	77
(1)	処理施設の概要	77
(2)	収集運搬体制の概要	78
第2節	生活排水処理の課題	79
1	公共用水域の環境保全	79
2	処理施設の整備	79
第3節	生活排水処理の基本方針	80
1	基本方針	80
2	将来の処理量（見込み）	81
(1)	将来の人口予測	81
(2)	将来の処理量（見込み）	81

## 用語解説

# 第1章 基本的事項

## 第1節 基本理念及び計画改訂の目的と背景

### 1 基本理念

本計画は上位計画である平塚市環境基本計画（令和8年3月）における生活環境分野の推進を担っています。従って、同計画で設定するるべき環境像を本計画においても基本理念とします。

めざすべき環境像

『地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか』

### 2 計画改訂の目的

令和3年3月に改定した平塚市一般廃棄物処理基本計画から5年が経過したため、昨今の経済的・社会的情勢を踏まえ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき改訂するものです。

### 3 計画改定の背景

高度経済成長以降の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面があります。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

こうした経済社会活動等が抱える課題に対して、平成27年9月に開催された国連総会では「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定されました。国においても、令和6年5月に「第六次環境基本計画」、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環型社会の形成に向けて、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する『循環経済』への移行を推進することが重要であると謳われました。

近年の本市の廃棄物を取り巻く環境を振り返ると、広域処理が開始し、平成25年10月に現在の平塚市環境事業センターが稼働することで焼却残渣の全量資源化が可能になり、最終処分量の大幅削減が実現しました。平成26年10月からは小型家電と蛍光灯の資源化を開始し、平成27年10月からは二宮町ウッドチップセンターに剪定枝を資源再生物の1つとして分別回収を開始したことで、これまで以上に廃棄物の再生利用が進展しました。令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、平塚市でも製品プラスチックの資源化に向け、施設や用地等の課題を踏まえ、検討を重ねて

おります。令和6年7月には「食品リサイクル法基本方針」が改定され、再生利用等の推進についてあらためて定められたところです。平塚市では、事業系ごみの食品残渣の再利用を進めていくため、排出量の多い事業者等に直接アプローチを行っていきます。

また、ごみ出しにおける市民負担軽減等を目的とした戸別収集を令和3年4月から一部地域で開始し、令和9年度までに市内全域に拡大します。

今後も、引き続きごみの減量化や資源化に努めるとともに、廃棄物由来で発生する温室効果ガス（二酸化炭素）に対しても、削減する取組が具体的に求められます。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項並びに平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第10条の規定に基づき策定するものです。平塚市環境基本計画の下位計画に位置付けられ、廃棄物部門におけるごみの減量化や資源化、適正処理により環境負荷の軽減に努めることにより、脱炭素社会、循環型経済の実現に寄与します。

自然豊かな環境を次の世代につないでいくため、ごみの排出抑制、再使用、再生利用等の実践とともに、できるだけ環境負荷をかけないリサイクル・適正処理を行いつつ、限りある資源の抽出やエネルギーの有効活用を推進していきます。

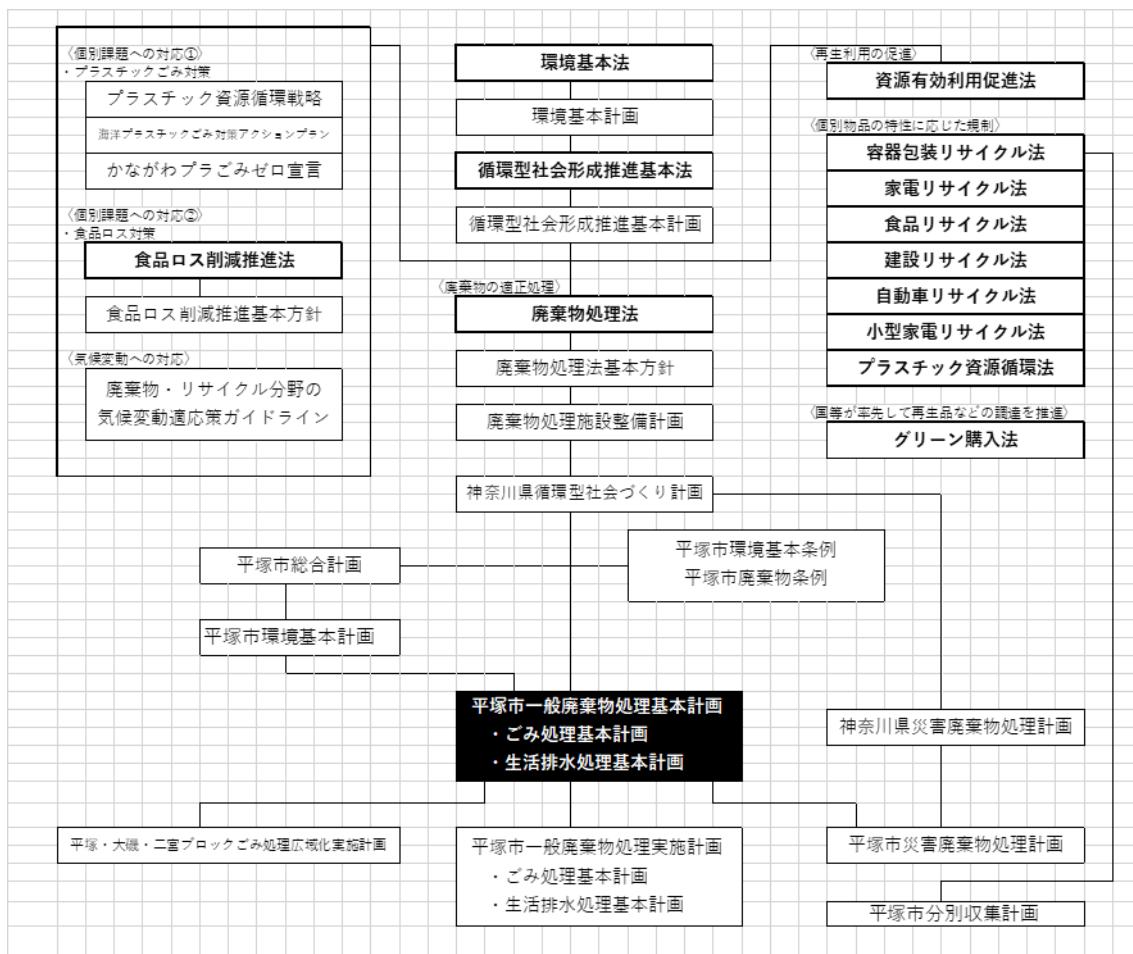


図 1-1 本計画の位置付け

表 1-1 国等が掲げる主な目標値（令和 7 年 6 月現在）

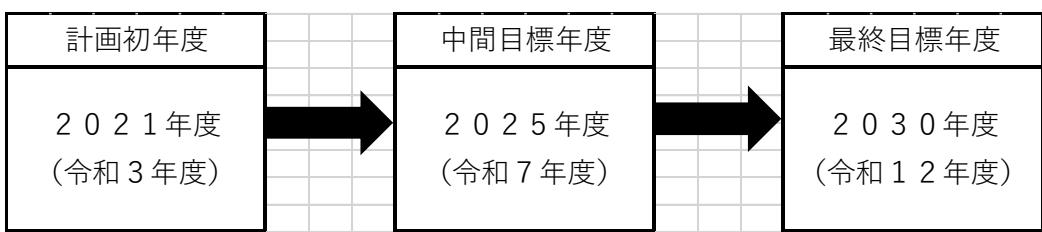
大項目	小項目	基準年度	目標年度	目標値	出典	改訂・公表年
ごみ排出量	総排出量	令和4年度	令和12年度	約9%削減	廃棄物処理法基本方針	令和7年2月
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	令和4年度	令和12年度	約470グラム/人・日	廃棄物処理法基本方針	令和7年2月
	家庭系食品ロス量	平成12年度	令和12年度	半減	第五次循環型社会形成推進基本計画	令和6年8月
					食品ロス削減推進法基本方針	令和7年3月
	食品ロス問題を認知して削減に取り組む 消費者の割合	—	—	80%	食品ロス削減推進法基本方針	令和7年3月
	ワンウェイプラスチック（容器包装等） の排出抑制	平成12年度	令和12年度	60%削減	食品リサイクル法基本方針	令和7年3月
					食品ロス削減推進法基本方針	令和7年3月
	ごみのリサイクル率	—	令和12年度	約26%へ	廃棄物処理法基本方針	令和7年2月
リサイクル	ごみのリサイクル率	令和2年度	令和9年度	約20%から約28%へ	廃棄物処理施設整備計画	令和5年6月
		—	令和12年度	約26%へ	第五次循環型社会形成推進基本計画	令和6年8月
		—	令和12年	6割	プラスチック資源循環戦略	令和元年5月
	全ての使用済みプラスチックをリユース 又はリサイクル（熱回収を含む）	—	令和12年	100%	プラスチック資源循環戦略	令和元年5月
	プラスチックの再生利用（再生素材の利 用）	—	令和12年	倍増	プラスチック資源循環戦略	令和元年5月
最終処分量	最終処分量	令和4年度	令和12年度	約5%削減	廃棄物処理法基本方針	令和7年2月
	残余年数	令和2年度	—	2020年度の水準 (22年分)を維持	廃棄物処理施設整備計画	令和5年6月
温暖化対策	廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量	—	令和12年度	— 2,900千トン	第五次循環型社会形成推進基本計画	令和6年8月
	廃棄物部門における温室効果ガス（二酸 化炭素）排出量の削減	令和7年	令和17年度	31.5%削減	平塚市地球温暖化対策実行計画	令和7年6月
	バイオマスプラスチックの導入	—	令和12年	約200万トン 【全国】	プラスチック資源循環戦略	令和元年5月

### 第3節 計画期間

本計画の計画期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。

5年経過し中間目標年度となったため、本改訂を実施します。

社会情勢の変化やごみ処理に係る大きな変更があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。



### 第4節 計画対象

本計画の対象となるのは、本市の区域内で発生、又は処理するすべての一般廃棄物（ごみ、し尿、浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥）とします。事業活動に伴うごみのうち、事業系一般廃棄物は事業系ごみと表記します。

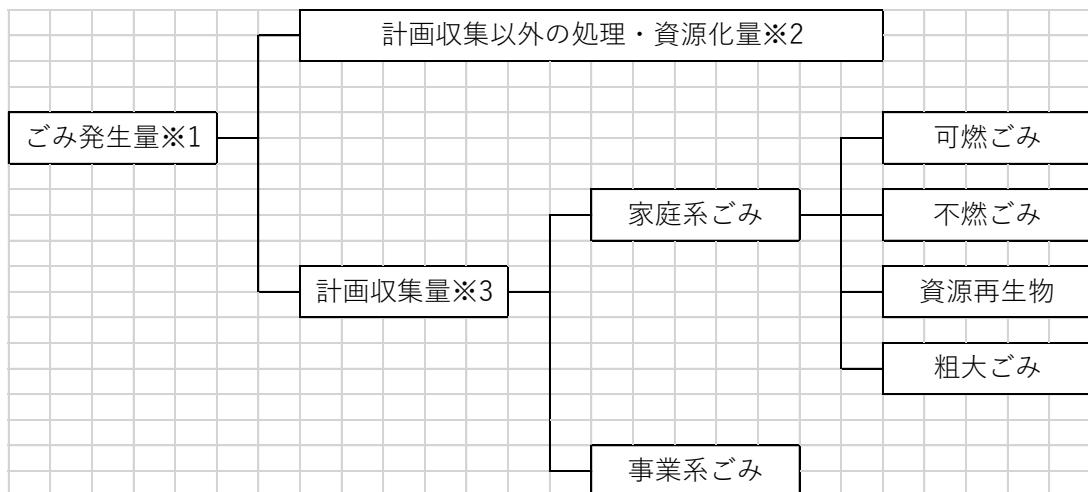


図1-2 対象とするごみの範囲

#### ※1 ごみ発生量

市が把握している家庭や事業所から発生する資源再生物を含む一般廃棄物の発生量をいいます。

#### ※2 計画収集以外の処理・資源化量

家庭や事業所から発生する資源再生物を含む一般廃棄物の発生量のうち、生ごみ等の自家処理や民間事業者等において資源化するもので、計画収集量以外のものをいいます。この中には店頭回収や未使用食品をフードバンク等に寄付された量（廃棄物ではないが食品ロス対策の一環として記載）のほか、市外から民間の廃棄物処理施設に持ち込まれたものを含みます。

### ※3 計画収集量

市の処理施設又は市の委託施設に収集・搬入された一般廃棄物の量で、ごみ発生量から計画収集以外の処理・資源化量を除いたものをいいます。

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状

#### 1 ごみの分別区分と処理方法

##### (1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの分別区分と処理先は表2-1のとおりです。ごみ集積所に出されたごみは市、委託業者が収集運搬し、ごみの区分に応じて適正処理を行っています。

表2-1 家庭系ごみ分別区分と処理方法

	分別区分	収集頻度	収集運搬	中間処理（保管を含む）	処理方法	最終処分（又は再生）	処理方法	
資源再生物	古紙類	月2回	委託業者	民間事業者	選別・圧縮	民間事業者	資源化	
	金属	月2回	委託業者	民間事業者	選別	民間事業者	資源化	
	布類	月2回	委託業者	民間事業者	選別	民間事業者	資源化	
	廃食用油	月2回	委託業者	民間事業者	保管	民間事業者	資源化	
	小型家電	小型家電 B O Xへ	市 委託業者	民間事業者	保管	認定事業者	資源化	
	空き缶類	月2回	委託業者	平塚市リサイクルプラザ	選別・圧縮	民間事業者	資源化	
	ビン	月2回	委託業者	平塚市リサイクルプラザ	選別	民間事業者	資源化	
	ペットボトル	週1回	市 委託業者	平塚市リサイクルプラザ	選別・圧縮	容器包装リサイクル協会 を通じて資源化業者	資源化	
	容器包装プラスチック (プラクル)	週1回	市 委託業者	平塚市リサイクルプラザ	選別・圧縮	容器包装リサイクル協会 を通じて資源化業者	資源化	
	剪定枝	随時申込	委託業者	二宮町ウッドチップセンター	選別・破碎	民間事業者	チップ 堆肥	
家庭系ごみ	有害ごみ	月2回	委託業者	粗大ごみ破碎処理場	保管	民間事業者	資源化	
	可燃ごみ	週2回	市 委託業者	環境事業センター	焼却	民間事業者（飛灰・炉下不燃物）	溶融スラグ	
						民間事業者（炉下金属）	資源化	
	不燃ごみ	月2回	委託業者	粗大ごみ破碎処理場	選別・破碎	遠藤原一般廃棄物最終処分場	埋立	
						民間事業者（磁選物）	資源化	
				環境事業センター	焼却	民間事業者（飛灰・焼却灰）	溶融スラグ	
	うち蛍光灯	月2回	委託業者	粗大ごみ破碎処理場	保管	民間事業者（炉下磁選物）	資源化	
						民間事業者	資源化	
						民間事業者	資源化	
資源再生物以外のもの	粗大ごみ（有料）	随時申込等	直接搬入 委託業者 許可業者	粗大ごみ破碎処理場	選別・破碎	遠藤原一般廃棄物最終処分場	埋立	
						民間事業者（磁選物）	資源化	
				環境事業センター	焼却	民間事業者（飛灰・炉下不燃物）	溶融スラグ	
	処理困難ごみ	随时申込等				民間事業者（炉下金属）	資源化	
		直接搬入 郵送 宅配便		保管	民間事業者	資源化		
	パソコン	不要		民間事業者	保管	民間事業者	資源化	
	それ以外	随时申込等	直接搬入 許可業者	民間事業者	破碎・圧縮 等	民間事業者	資源化	

## (2) 事業系ごみ

事業系ごみの分別区分と処理先は表 2-2 のとおりです。事業者は自ら運搬又は本市の許可業者に事業系ごみの収集運搬を委託し、ごみの区分に応じた適正処理を行っています。

最近は、段ボールや古紙といった従来からリサイクルされていたものに加え、剪定枝や生ごみが環境負荷の軽減等を図る目的で民間の処理施設で新たにバイオマス原料として活用・リサイクルされるようになりました。

表 2-2 事業系ごみ分別区分と処理方法

	分別区分	収集頻度	収集運搬	中間処理（保管を含む）	処理方法	最終処分（又は再生）	処理方法
事業系ごみ	事業系一般廃棄物	直接搬入 随時申込	直接搬入 許可業者	環境事業センター	焼却	民間事業者（飛灰・炉下不燃物）	溶融スラグ
						民間事業者（炉下金属）	資源化
				粗大ごみ破碎処理場	選別・破碎	遠藤原一般廃棄物最終処分場	埋立
						民間事業者（磁選物）	資源化
				環境事業センター	焼却	民間事業者（飛灰・炉下不燃物）	溶融スラグ
						民間事業者（炉下金属）	資源化
				民間事業者	破碎・圧縮等	民間事業者	資源化

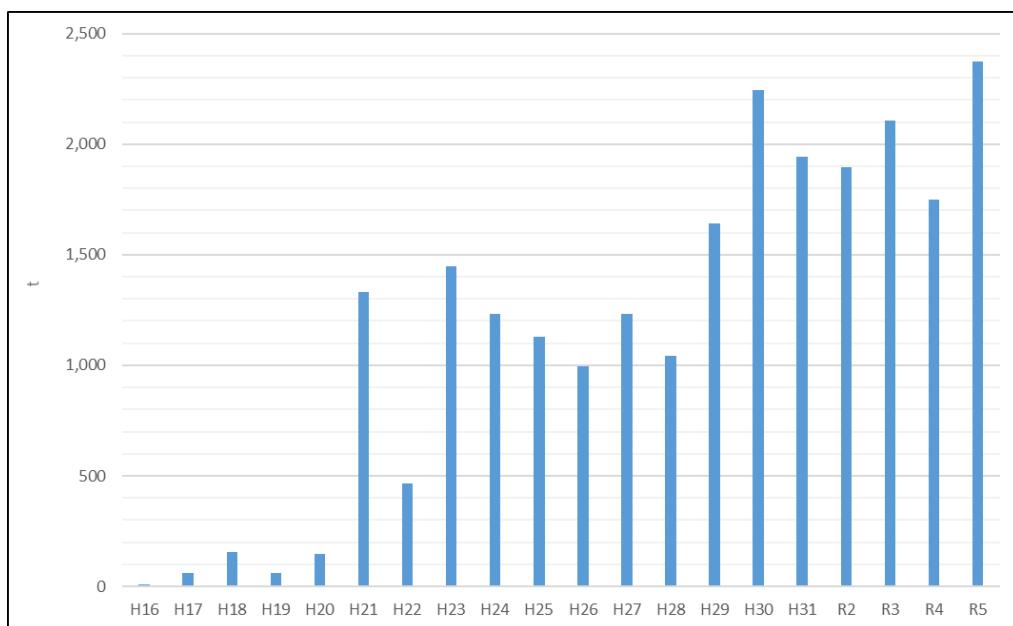


図 2-1 事業系ごみ（剪定枝及び食品残渣）の資源化の推移

## 2 ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れと令和5年度の処理実績は図2-2及び図2-3のとおりです。

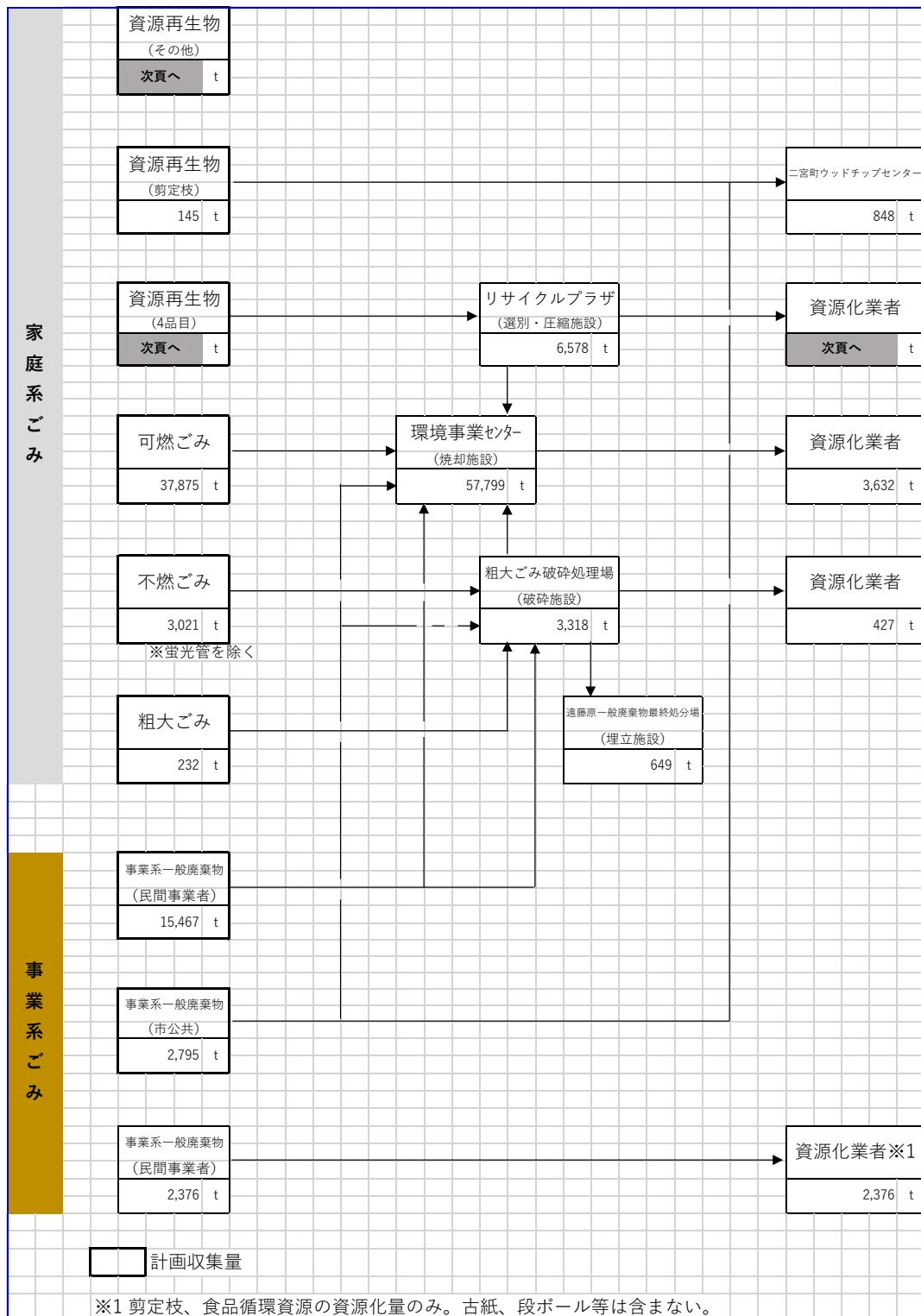


図2-2 家庭系ごみ及び事業系ごみの処理の流れ

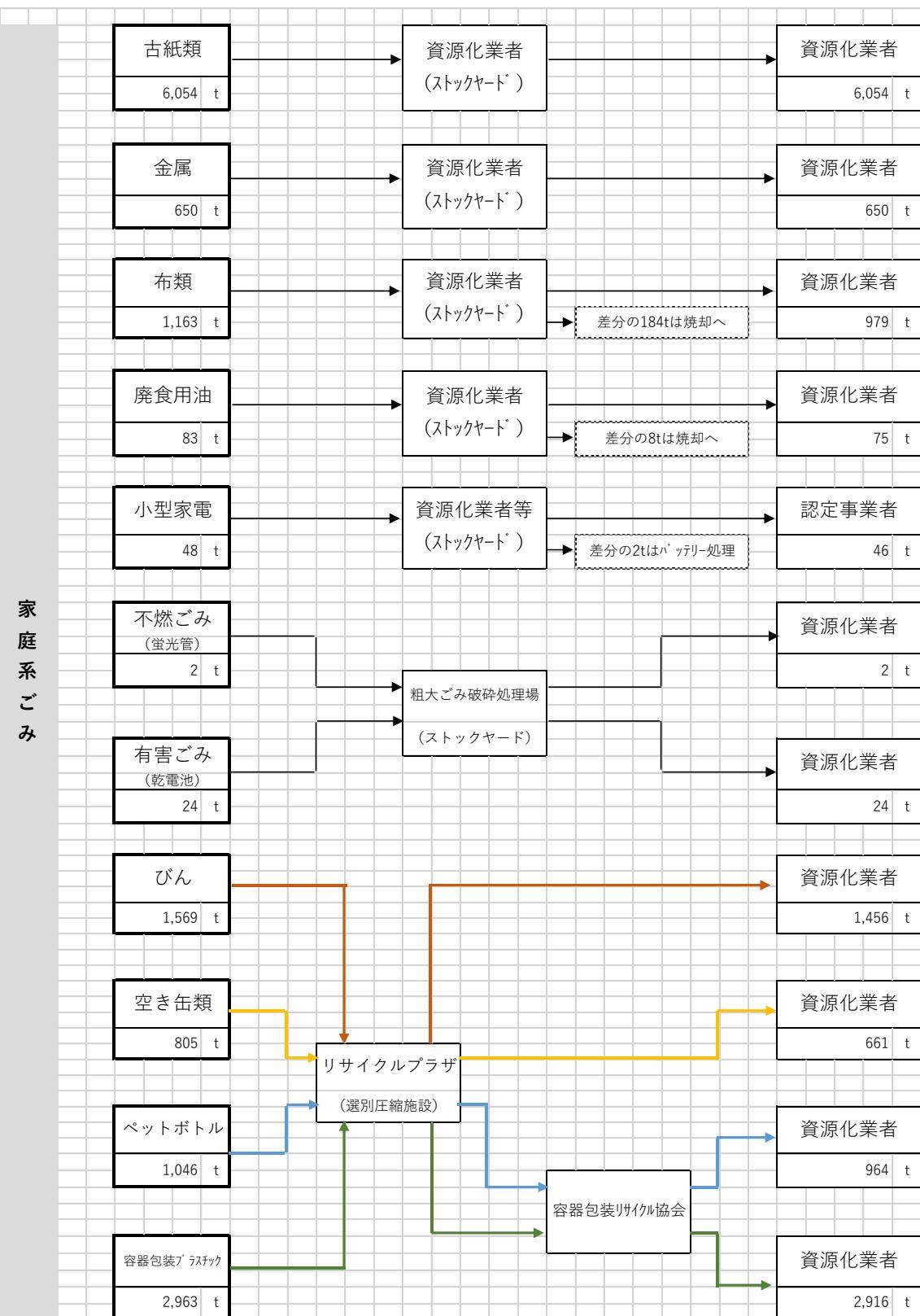


図 2-3 資源再生物の流れ

### 3 処理体制

#### (1) 処理施設の概要

本市にはごみ焼却施設、粗大ごみ破碎処理施設、資源化施設、埋立施設の4施設があります。概要は次のとおりです。

##### ア ごみ焼却施設

ごみ焼却施設では、可燃ごみや粗大ごみ破碎処理施設で破碎・選別された可燃残渣等を焼却します。焼却処理に伴って発生する余熱の一部は、施設内で利用するとともに、温浴施設であるリフレッシュプラザ平塚に供給します。余熱の一部で発電を行い、場内の動力をまかなうとともに、余剰分に関しては電力会社に売電し、周辺施設にも供給します。処理に伴って施設から発生する飛灰、炉下不燃物、炉下金属（磁選物及びアルミ類）は全て民間事業者で再資源化して有效地に利用しています。

環境保全に配慮しながら、発電及び発電以外の余熱利用で温室効果ガス排出量を削減するとともに、焼却残渣を全てマテリアルリサイクルしている施設です。

表 2-3 ごみ焼却施設の概要

施設名称		環境事業センター	
所在地	平塚市大神三丁目 15 番 1 号	公害防止条件	① H C 1 50ppm ② S O x 30ppm ③ N O x 50ppm ④ ダイオキシン類 0.05ngTEQ/m <sup>3</sup> N
竣工年月	平成 25 年 9 月	乾ガス基準 酸素濃度 12%	換算値
処理能力	315 t / 日 105 t / 24 h × 3 炉		
処理方式	旋回流型流動床焼却炉		
敷地面積	12,845.23 m <sup>2</sup>	排ガス処理	① H C 1 ・ S O x 除去 ・処理方式：乾式 ・使用薬品：消石灰 ・設計温度 入口 170°C
余熱利用	施設外へ給湯 (1.6GJ/d)		② N O x 除去 ・処理方式：触媒脱硝方式 ・使用薬品：アンモニア水
発電効率	21.4% (設計点)		排ガス循環 あり
発電システム	ボイラ設備 ・蒸気条件：4.0MPaG × 400°C ・最大蒸発量：14.8t/h (1 炉あたり) ・出口排ガス温度：200°C ・ボイラ給水温度：143°C	白煙防止条件	なし
	蒸気タービン ・形式：抽気復水タービン ・定格形式：5,900kW ・抽気段数：1 段 ・復水器：空冷 ・設計排気圧：-86.3kPaG	排水処理	① プラント排水 再利用 ② 洗車排水・生活排水 下水道へ放流
		運転管理	委託業者

表 2-4 年間実績

	項目	単位	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
処理実績	施設全体	t/year	74,716	77,809	73,442	74,505	70,888	69,805
	A系	t/year	25,434	26,543	25,155	25,965	23,367	22,685
	B系	t/year	25,141	26,122	24,813	25,584	25,039	23,080
	C系	t/year	24,141	25,144	23,474	22,955	22,481	24,040
	施設全体	day/year	358	364	359	365	353	360
	A系	day/year	260	264	259	272	243	243
	B系	day/year	256	259	255	266	262	242
	C系	day/year	245	250	241	239	234	252
電力関係	受電電力量	Mwh	113	53	95	293	169	63
	太陽光・非常用発電	Mwh	3	3	3	3	3	3
	発電電力量	Mwh	38,054	39,367	37,513	37,312	35,734	35,704
	所内電力量	Mwh	11,676	12,406	12,163	12,069	12,271	12,126
	送電電力量	Mwh	26,493	27,017	25,448	25,539	23,635	23,644
	受電電力量	kWh/t-ごみ	2	1	1	4	2	1
	太陽光・非常用発電	kWh/t-ごみ	0	0	0	0	0	0
	発電電力量	kWh/t-ごみ	509	506	511	501	504	511
	所内電力量	kWh/t-ごみ	156	159	166	162	173	174
	送電電力量	kWh/t-ごみ	355	347	347	343	333	339
	発電端効率	%	19.4	19.2	19.2	18.8	19.0	19.2
	送電端効率	%	13.4	13.1	13.0	12.7	12.5	12.7
搬出量※	ごみ発熱量	kJ/kg	9,466	9,470	9,573	9,578	9,527	9,580
	不燃物	t	1,981	2,085	2,079	1,954	1,964	1,720
	飛灰（加湿後）	t	4,942	5,191	4,835	4,817	4,569	4,395
	鉄	t	183	212	199	182	202	235
	アルミ	t	28	26	29	28	55	38
	不燃物	kg/t-ごみ	26.5	26.8	28.3	26.2	27.7	24.6
	飛灰（加湿後）	kg/t-ごみ	66.1	66.7	65.8	64.7	64.5	63
	鉄	kg/t-ごみ	2.4	2.7	2.7	2.4	2.8	3.4
薬品使用量	アルミ	kg/t-ごみ	0.4	0.3	0.4	0.4	0.8	0.5
	消石灰（脱塩用）	t	135	165	156	130	110	103
	アンモニア（脱硝用）	kl	116	118	123	125	117	120
	消石灰（脱塩用）	kg/t-ごみ	1.8	2.1	2.1	1.7	1.6	1.5
※搬出量は施設内にて計量した値								

#### イ 粗大ごみ破碎処理施設

粗大ごみ破碎処理施設では、不燃ごみや粗大ごみ等を破碎・選別します。破碎・選別により中間処理した後は、鉄・アルミの金属類は民間事業者に売却、可燃残渣はごみ焼却施設で処理、ガラス等の不燃残渣は一般廃棄物最終処分場で埋立しています。

表 2-5 粗大ごみ破碎処理施設の概要

施設名称	粗大ごみ破碎処理場		
所在地	平塚市堤町3番5号	処理方式	横型回転衝撃せん断方式
竣工年月	平成元年3月	敷地面積	4,297.51 m <sup>2</sup>
処理能力	55t/5h	運転管理	委託業者

#### ウ 資源化等施設

資源化等施設には、資源再生物を中間処理する工場部門とごみの減量化、資源化を啓発する啓発部門があります。工場部門では空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック（プラクル）を選別・中間処理しています。空き缶類はスチール缶とアルミ缶に選別し、圧縮します。ビンはリターナブルびんや着色されたビンごと（無色、茶色、緑色、黒色、その他）に選別をします。ペットボトルやプラクルは手選別等により異物を除去した後、圧縮梱包し、日本容器包装リサイクル協会で選定した資源化業者に引き渡し、安定的に資源化を行っています。

啓発部門では市民の啓発のため、情報発信コーナー、展示コーナー、研修室等を設置しています。

表 2-6 資源化等施設の概要

施設名称	平塚市リサイクルプラザ（くるりん）		
所在地	平塚市四之宮7丁目3番5号	敷地面積	10,656.38 m <sup>2</sup>
竣工年月	平成16年3月	啓発部門	・情報発信コーナー ・展示コーナー ・研修室 ・体験室 ・会議室
処理能力 (工場部門)	スチール缶 4.56t/6h アルミ缶 2.64t/6h ビン 12.8t/5h ペットボトル 4.56t/6h プラクル 22.3t/5h 合計 : 46.86t/日	運転管理	委託業者

## エ 最終処分場

粗大ごみ破碎処理施設で破碎・選別された不燃系ごみを埋立しています。第1期分は既に埋立が終了しており、現在は第2期分の埋立をしています。

表 2-7 最終処分場の概要

施設名称	遠藤原一般廃棄物最終処分場		
所在地	平塚市土屋 585 番地先	全体敷地面積	55,939 m <sup>2</sup>
埋立方式	サンドイッチ・セル方式	運転管理	委託業者
		第1期分	第2期分
竣工年月		昭和 59 年 3 月	平成 9 年 3 月
敷地面積		29,476 m <sup>2</sup>	26,891 m <sup>2</sup>
埋立面積		17,850 m <sup>2</sup>	26,600 m <sup>2</sup> (第1期重複分 8,150 m <sup>2</sup> )
埋立容量		223,000 m <sup>3</sup>	233,000 m <sup>3</sup>
遮水方式		合成ゴムシート遮水	ポリエチレンシート遮水
水処理能力		110 m <sup>3</sup> /日	

## (2) 収集運搬体制の概要

本市の収集運搬体制は次のとおりです。

表 2-8 収集運搬体制

	区分	排出場所	運営
ごみ	可燃ごみ	ごみステーション、戸別※1	本市職員、委託業者
	不燃ごみ	ごみステーション	委託業者
	資源再生物※2	ごみステーション	本市職員、委託業者
	有害ごみ	ごみステーション	委託業者
	小型家電※3	公民館等回収ボックス	本市職員
	剪定枝	各戸	委託業者
	粗大ごみ（有料）	各戸	委託業者、許可業者
	家電 4 品目（有料）※4	各戸	委託業者、許可業者
その他	ペット等小動物（有料）	各戸	委託業者

※1 令和 3 年度から戸別収集を一部地域で開始。順次対象地域を拡大していく。

※2 本市職員による収集はペットボトルと容器包装プラスチック（プラクル）の一部。その他の資源再生物は委託業者が実施。

※3 不燃ごみに混入している小型家電は委託業者がピックアップ回収。

※4 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機をいう。

### （3）処理及び維持管理費の推移

令和3年度から戸別収集を本格実施し、対象地域を広げたことで、収集運搬に関する人件費の減少及び委託費の増加が見られます。また、維持管理費については、令和2年度に一時的な増加があるものの、適切な管理に努めることにより全体的には大きく増加することなく推移しています。

表 2-9 処理及び維持管理費の推移（単位：千円）

			H30	R1	R2	R3	R4	R5
処理及び維持管理費	人件費	一般職	216,187	250,859	230,092	239,327	254,051	254,755
		技能職	1,133,855	1,123,570	1,080,603	1,039,895	994,203	935,418
		中間処理	0	0	0	0	0	0
		最終処分	17,309	15,749	14,774	17,987	18,480	23,612
	小計		1,367,351	1,390,178	1,325,469	1,297,209	1,266,734	1,213,785
	委託費	収集運搬費	133,510	123,299	111,713	113,693	111,479	108,536
		中間処理費	65,405	83,554	284,457	62,829	75,571	66,389
		最終処分費	26,398	15,081	12,783	14,580	16,430	15,244
	車両等購入費		0	0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費	149,014	200,666	194,805	199,568	303,561	434,540
		中間処理費	833,486	851,257	837,980	825,599	868,695	889,846
		最終処分費	52,200	49,893	45,391	46,279	46,565	50,070
合計			2,627,364	2,713,928	2,812,598	2,559,757	2,689,035	2,778,410

## 4 ごみ処理状況

### (1) メイン指標の目標値の達成状況

本計画では、メイン指標として7つの項目を設定しました。各目標値の達成状況は次のとおりです。発生量あたりの排出原単位、事業系ごみの総排出量、最終処分量については、すでに令和12年度の最終目標を達成しています。また、二酸化炭素排出量については、平塚市温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和7年度～令和17年度）における算定方式・数值・目標に修正しております。

表 2-10 本計画におけるメイン指標の目標値の達成状況総括表

項目	単位	基準年度	実績値	中間年度	目標年度
		平成30年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度
発生量あたり排出原単位	g/人・日	871	782	849	815
家庭系ごみ排出原単位 (資源再生物を除く)	g/人・日	491	435	440	390
事業系ごみ総排出量	t	20,061	18,262	19,560	19,560
家庭系ごみ資源化率	%	25.4	26.1	30.9	34.9
総資源化率	%	25.4	25.3	29.5	31.8
最終処分量	t	831	649	783	769
二酸化炭素排出量（i）※	t-CO <sub>2</sub>	29,878	26,929	23,758	21,256

※ 二酸化炭素排出量は、平塚市温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和7年度～令和17年度）における算定方式・数值・目標で記載しています。

「焼却量 × プラごみの割合 × プラごみの固形割合（湿重量に対する乾燥重量の割合）× 二酸化炭素排出係数」と  
「焼却量 × 繊維くずの割合 × 繊維くずの固形割合（湿重量に対する乾燥重量の割合）× 繊維くずの中の合成繊維の割合  
× 二酸化炭素排出係数」の合計。

## (2) サブ指標の目標値の達成状況

本計画では、サブ指標として 11 の項目を設定しました。各指標の目標達成状況は次のとおりです。大きく目標を達成した指標がある一方、今後より一層の推進が必要な事業もあります。また、マイバッグ持参率調査、減量化・資源化協力店に関しては、事業を終了しています。

表 2-11 本計画におけるサブ指標の目標値の達成状況総括表

項目	単位	基準年度	実績値	中間年度	目標年度
		平成30年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度
古紙類排出原単位	g/人・日	69.4	66.5	84.9	91.1
プラクル排出原単位	g/人・日	31.7	31.4	46.1	51.9
フードバンクへの食品提供	kg	733	175	1,000	1,500
マイバッグ持参率	%	45.4	82.8	50	60
事業系ごみの資源化量	t	2,244	2,376	2,500	2,700
総焼却量	t	64,336	57,951	58,079	52,784
ごみ発熱量 ※1	kJ	9,466	9,580	5,400~12,100	5,400~12,100
発電端効率 ※2	%	19.4	19.2	18.5	18.5
まちぐるみ大清掃回収量	kg	59,930	47,240	58,000	57,000
減量化・資源化協力店数	店舗	168	108	200	250
二酸化炭素排出量 (ii) ※3	t-CO <sub>2</sub>	30,640	27,629	-	-

※ 1 中間目標年度、目標年度の値は計画ごみ質としている。

※ 2 中間目標年度、目標年度の値は高効率ごみ発電施設整備マニュアル（平成 30 年 3 月改訂）のうち、施設規模ごとの交付要件の中で設定している「300 t/日超、450 t/日以下」の値としている。

※ 3 二酸化炭素排出量 (i) (表 2-10) の算定方法に準じて変更

## 第2節 本計画におけるごみ処理に対する取組

### 1 令和5年度までの実績

#### (1) 発生量あたり排出原単位

数値の基準年である平成30年度から令和5年度のごみの総排出量は表2-12のとおりです。総排出量は平成30年度81,989トンに対し、令和5年度73,948トンと約10パーセント減少しています。

1人1日あたりのごみ量で換算すると平成30年度870.6グラムに対し、令和5年度781.7グラムです。令和12年度の目標値は815グラムとなっており、令和5年度時点で目標を達成しています。要因としては、新型コロナウイルス感染症による生活形態の変化や令和3年度から一部地域で開始した戸別収集の影響が考えられます。

表2-12 発生量あたり排出原単位

項目／年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5
可燃ごみ		42,059	42,327	41,848	40,927	39,737	37,875
不燃ごみ		3,836	4,111	4,134	3,575	3,120	3,023
資源再生物		15,728	15,596	16,005	15,207	15,037	14,524
古紙類		6,532	6,462	6,576	6,387	6,270	6,054
空き缶類		938	934	970	927	868	805
金属		867	880	893	693	692	650
ピン		1,738	1,669	1,717	1,679	1,641	1,569
布類		1,250	1,296	1,431	1,177	1,211	1,163
廃食用油		106	101	107	102	89	83
ペットボトル		974	959	984	985	1,019	1,046
容器包装プラスチック		2,989	2,957	3,079	3,038	3,020	2,963
剪定枝（家庭のみ）		214	235	200	157	162	145
小型家電		120	103	48	62	65	46
粗大ごみ		242	261	273	236	222	232
有害ごみ		63	67	63	55	42	32
家庭系ごみ合計		61,928	62,362	62,323	60,000	58,158	55,686
事業系ごみ合計		20,061	20,408	17,858	18,190	18,802	18,262
総排出量		81,989	82,770	80,181	78,190	76,960	73,948
排出原単位(g/人・日)		870.6	877.5	850.1	830.7	818.2	781.7

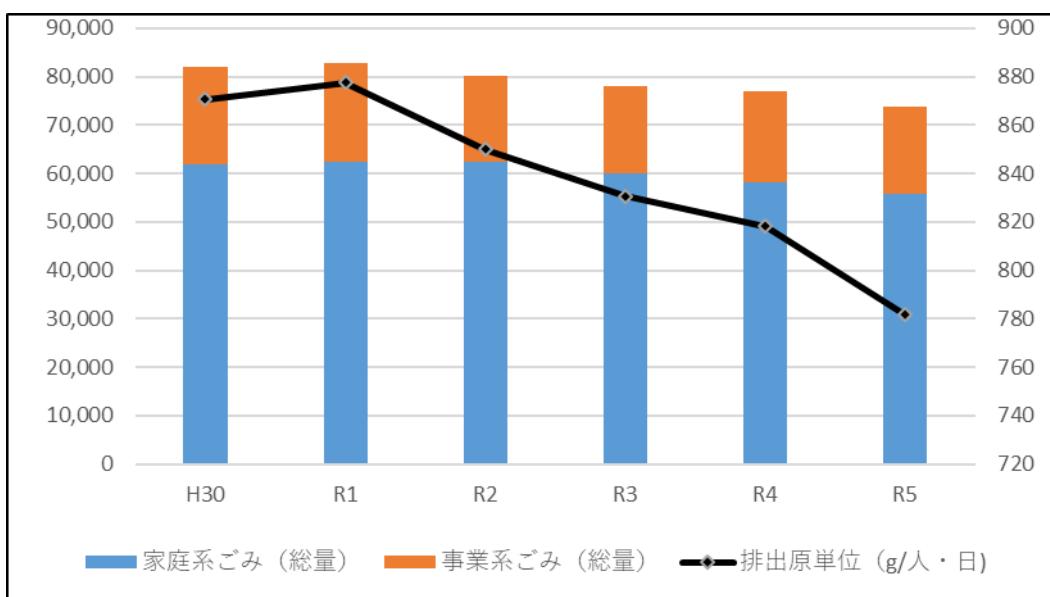


図 2-4 家庭系・事業系ごみの構成割合と排出原単位 (g/人/日) の推移

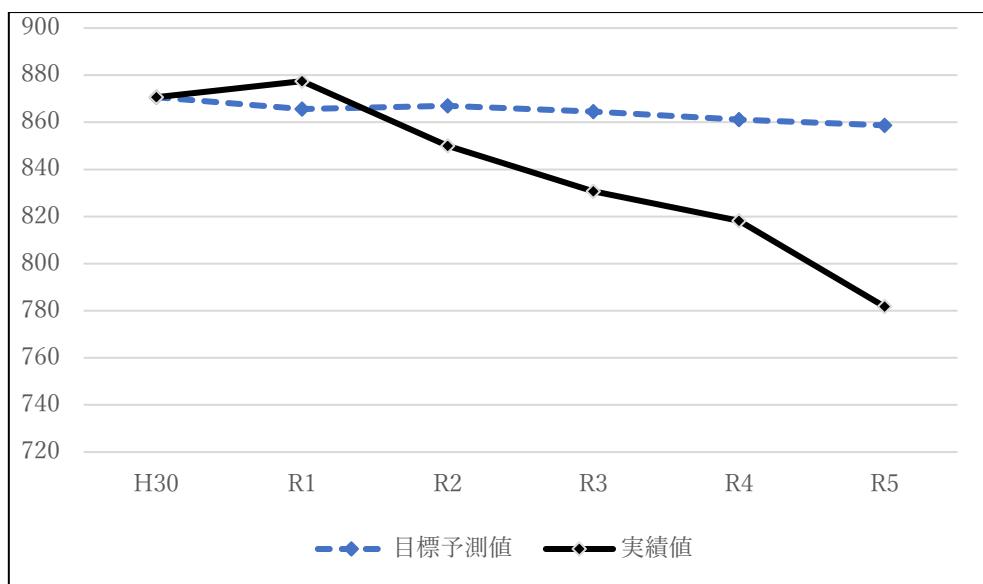


図 2-5 令和 5 年度までの目標予測値との比較

## (2) 家庭系ごみ排出原単位（資源再生物を除く）

数値の基準年である平成30年度から令和5年度の家庭系ごみ（資源再生物を除いた量）の推移は表2-13のとおりです。総排出量は平成30年度46,200トンに対し、令和5年度41,162トンと約11パーセント減少しています。

1人1日あたりのごみ量で換算すると平成30年度490.6グラムに対し、令和5年度435.1グラムです。令和7年度の中間目標値である440グラムを4.9グラム下回っており、このまま堅調に推移すれば令和12年度の目標達成が見込めます。

表2-13 家庭系ごみ（資源再生物を除いた量）排出原単位の推移

	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系ごみ（資源再生物除く）	t	46,200	46,766	46,318	44,793	43,121	41,162
排出原単位	g/人・日	490.6	495.8	491.1	475.9	458.4	435.1

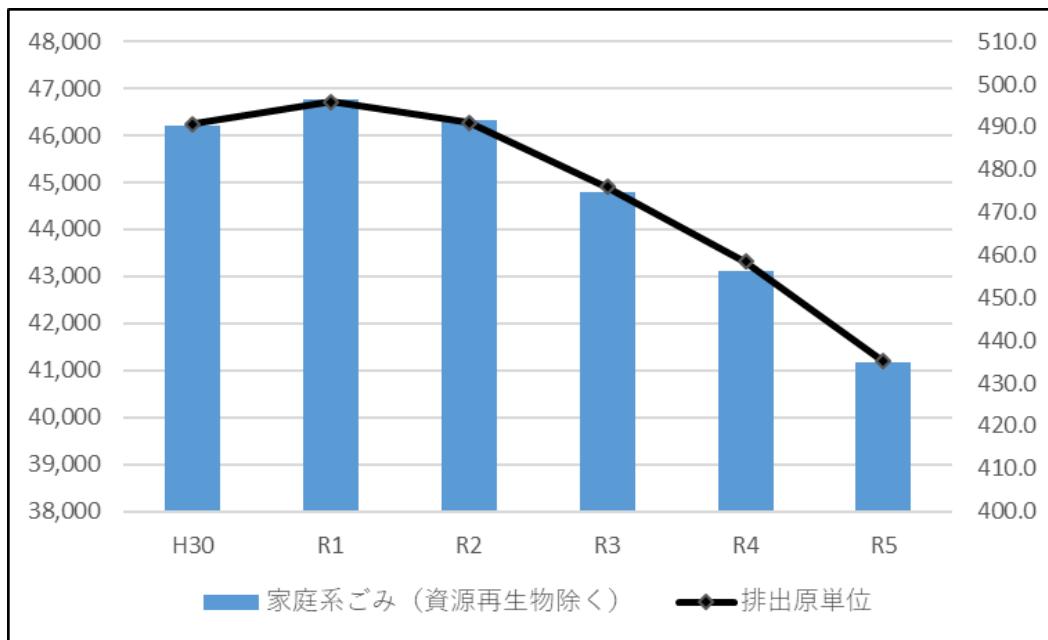


図2-6 家庭系ごみ（資源再生物を除く）と排出原単位の推移

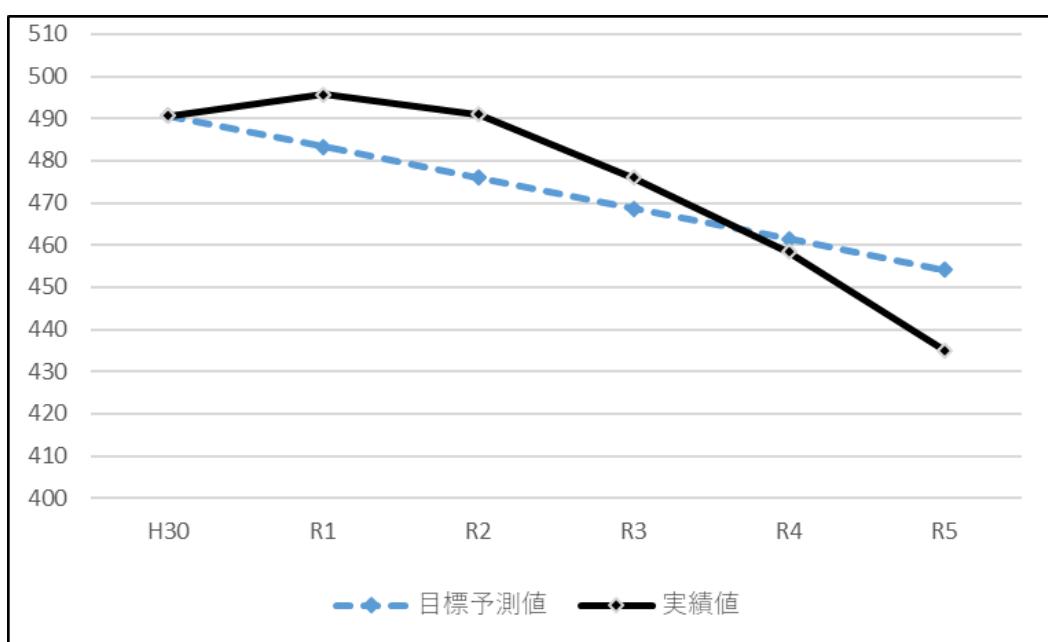


図 2-7 家庭系ごみ（資源再生物を除く）排出原単位の目標予測値との比較

### (3) 事業系ごみ総排出量

数値の基準年である平成30年度から令和5年度の事業系ごみの総排出量及び排出原単位の推移は表2-14のとおりです。総排出量は平成30年度の20,061トンに対し、令和5年度は18,262トンとなっております。

1人1日あたりのごみ量で換算すると平成30年度213.0グラムに対し、令和5年度193グラムです。

令和5年度実績の時点で、令和7年度の中間目標及び令和12年度の総排出量の目標を達成しています。要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響等が考えられます。

表2-14 事業系ごみの推移

	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
事業系ごみ（総量）	t	20,061	20,408	17,858	18,190	18,802	18,262
排出原単位	g/人・日	213.0	216.3	189.3	193.2	199.9	193.0

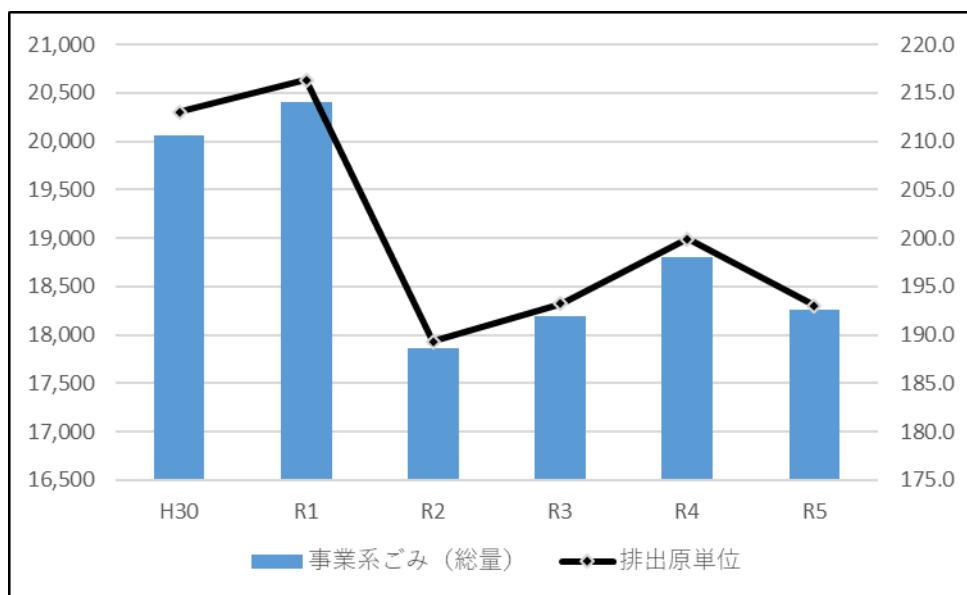


図2-8 事業系ごみの総量と排出原単位の推移

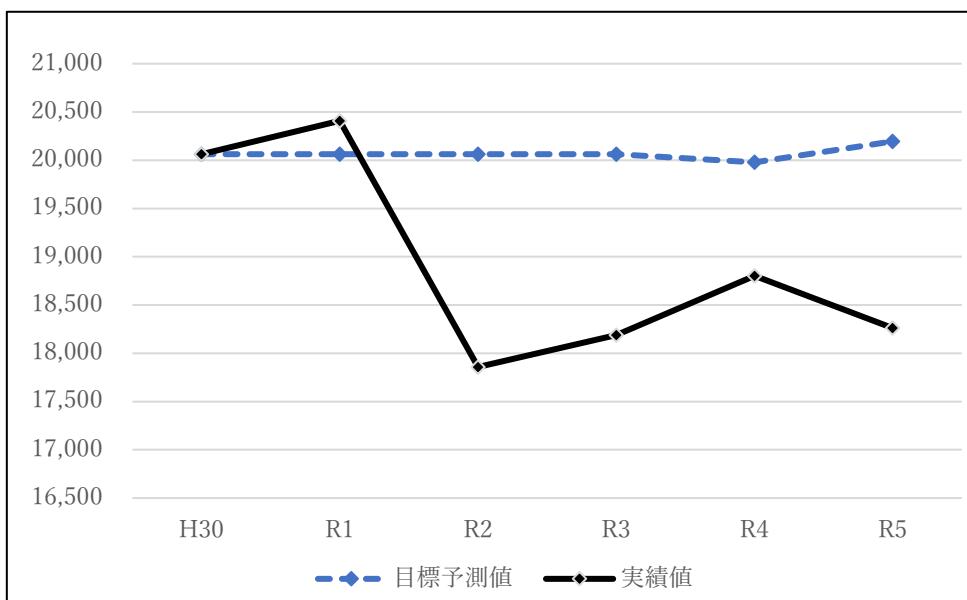


図 2-9 事業系ごみ総排出量の目標予測値との比較

#### (4) 家庭系ごみ資源化率

数値の基準年である平成30年度から令和5年度の家庭系ごみのうち資源再生物の資源化率（量）は表2-15のとおりです。資源化量は平成30年度15,728トンに対し、令和5年度14,524トンと約8パーセント減少しています。一方、資源化率は平成30年度25.4パーセントから令和5年度26.1パーセントと0.7ポイント増加していますが、中間目標年度である令和7年度の30.9パーセントには達していません。

表 2-15 計画収集における資源化率（量）の推移

	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
日数	日	365	366	365	365	365	366
人口	人	258,004	257,729	258,422	257,883	257,713	258,463
家庭系ごみ（総量）	t	61,928	62,362	62,323	60,000	58,158	55,686
資源再生物	t	15,728	15,596	16,005	15,207	15,037	14,524
資源化率	%	25.4%	25.0%	25.7%	25.3%	25.9%	26.1%
排出原単位	g/人・日	167.0	165.3	169.7	161.6	159.9	153.5

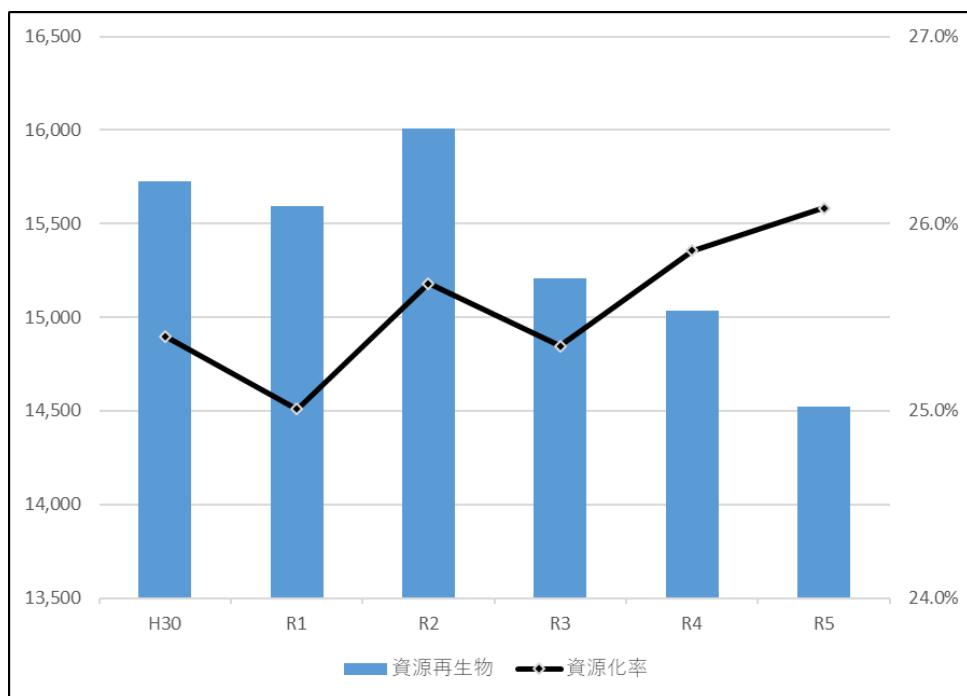


図 2-10 計画収集における資源化量（率）の推移

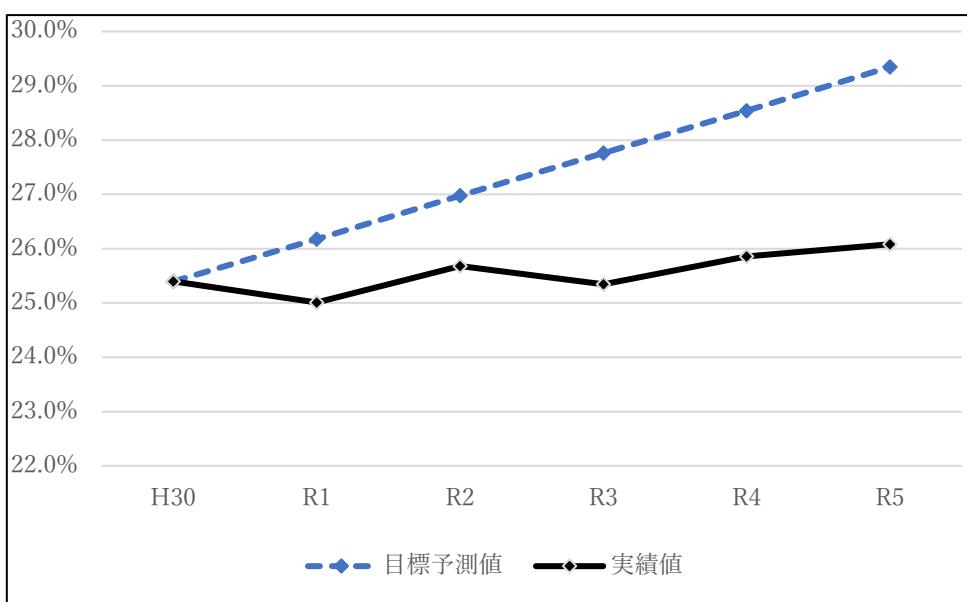


図 2-11 計画収集における資源化量（率）の目標予測値との比較

### (5) 総資源化率

数値の基準年である平成30年度から令和5年度の資源化率は表2-16のとおりです。直接資源化、焼却残渣資源化、中間処理資源化を合計した資源化率は平成30年度の25.4パーセントに対し、令和5年度25.3パーセントと0.1ポイント減少しています。中間目標年度である令和7年度の29.5パーセントに達していません。

表2-16 総資源化率（量）の推移

	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総資源化量	t	20,806	20,939	21,193	19,929	19,282	18,701
中間処理後資源化	t	7,867	7,863	8,072	7,755	7,460	7,265
焼却残渣資源化	t	4,220	4,388	4,207	3,838	3,741	3,632
直接資源化	t	8,719	8,688	8,914	8,336	8,081	7,804
資源化率	%	25.4%	25.3%	26.4%	25.5%	25.1%	25.3%

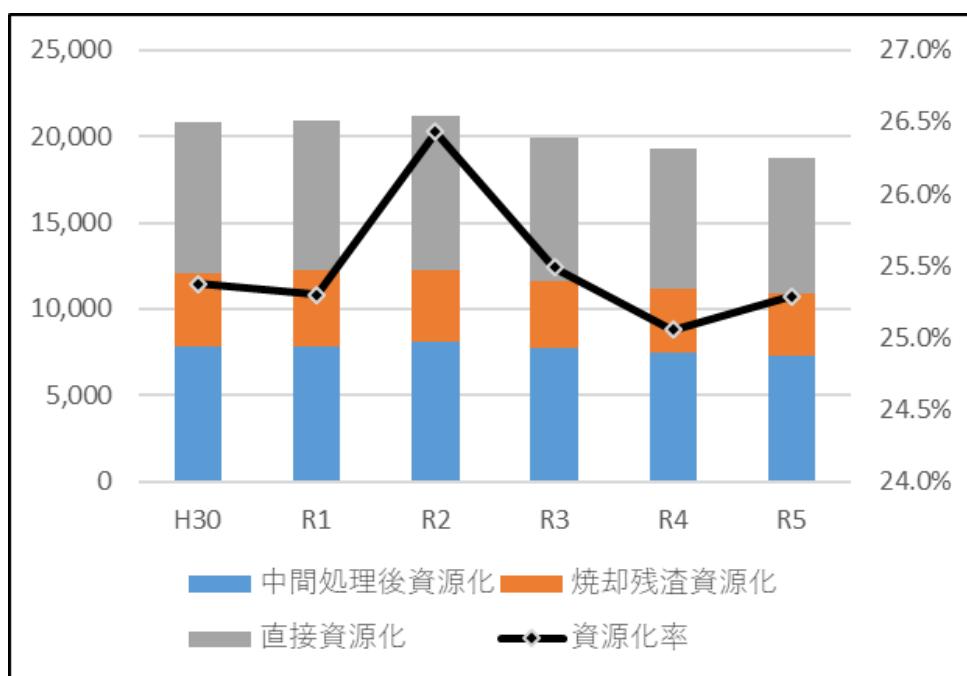


図2-12 総資源化率（量）の推移

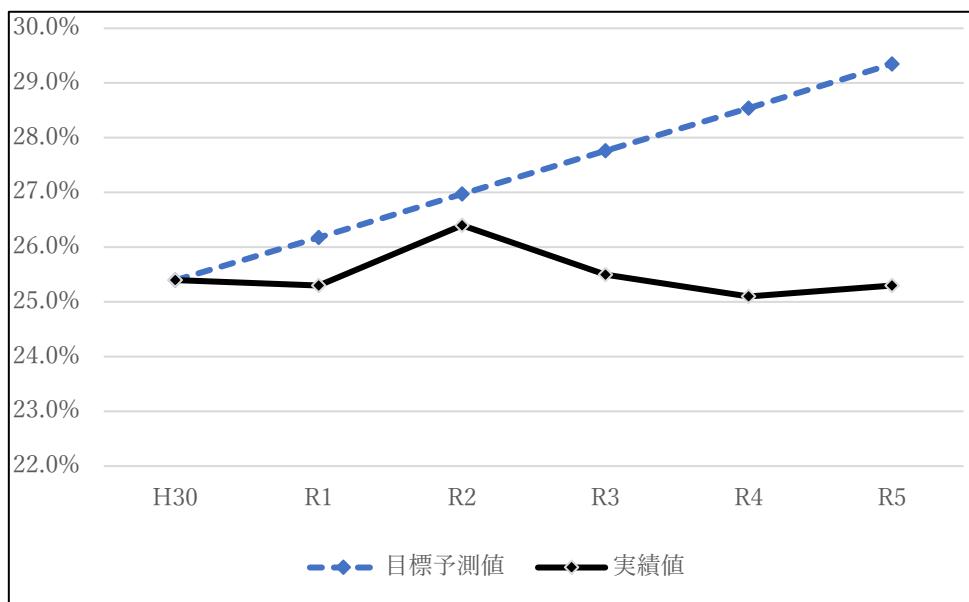


図 2-13 総資源化率の目標予測値との比較

#### (6) 最終処分量

数値の基準年である平成30年度から令和5年度の最終処分量の推移は表2-17のとおりです。最終処分量は平成30年度831トンに対し、令和5年度649トンと約22パーセント減少しています。

令和12年度の目標値を769トンに設定していますので、令和5年度時点で目標を達成しています。要因としては、新型コロナウイルス感染症による生活形態の変化や令和3年度から一部地域で開始した戸別収集の影響が考えられます。

表 2-17 最終処分量及び埋立残余年数の推移

	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
埋立総量	t	831	815	827	716	429	649
直接埋立	t	0	0	0	0	0	0
中間処理後埋立	t	831	815	827	716	429	649
焼却残渣埋立	t	0	0	0	0	0	0
埋立残余年数	年	15	14	13	12	11	10

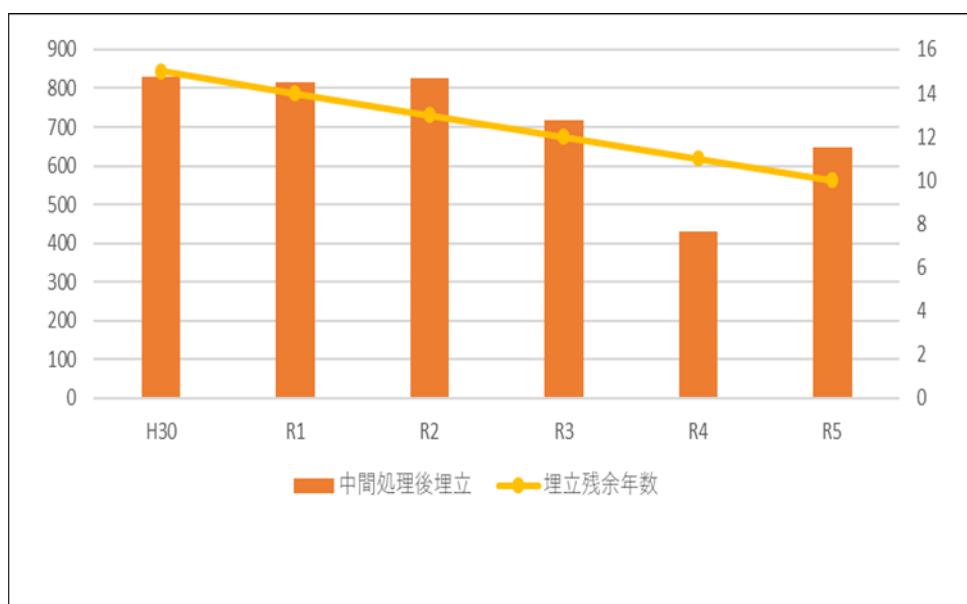


図 2-14 最終処分量及び埋立残余年数の推移

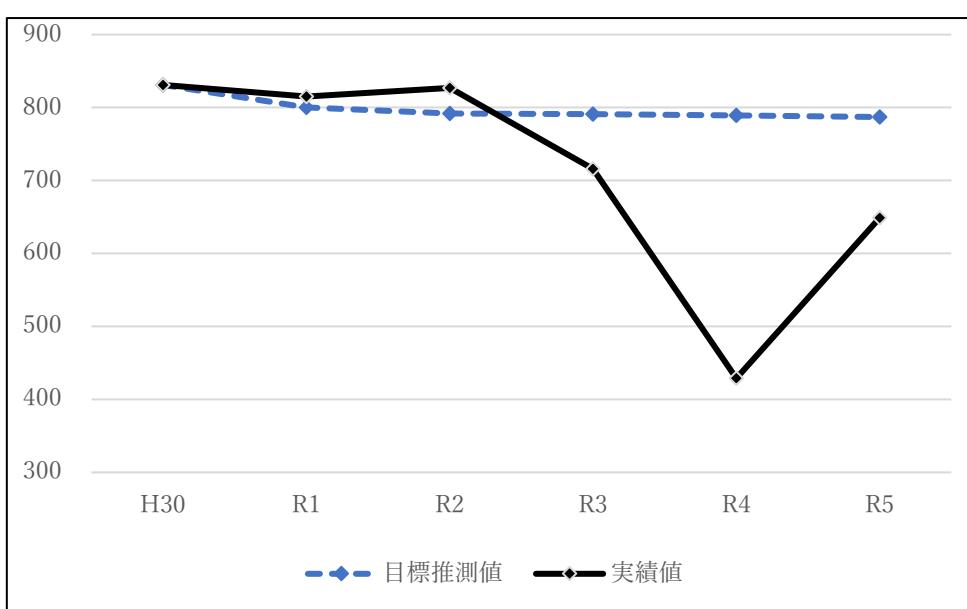


図 2-15 最終処分量の目標予測値との比較

### (7) 二酸化炭素排出量

平塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(2025年度～2035年度)によれば、市内の二酸化炭素排出量を令和12年度までに平成25年度比31.5パーセント削減することを目指しています。この中で、本市の廃棄物部門の温室効果ガス(二酸化炭素)排出量は次式により算出しています。

#### 『二酸化炭素排出量の算定式』

平塚市の全焼却量×プラスチックごみの割合×プラスチックごみの固形分割合×プラスチックごみの焼却時のCO<sub>2</sub>排出係数

+

平塚市の全焼却量×繊維くずの割合×繊維くずの固形分割合×繊維くず中の合成繊維の割合×合成繊維の焼却時のCO<sub>2</sub>排出係数

表2-18 ごみ焼却における二酸化炭素排出量の推移(単位:t-CO<sub>2</sub>)

	H25	R1	R2	R3	R4	R5
一般廃棄物	31,031	30,250	28,898	28,475	28,189	26,929

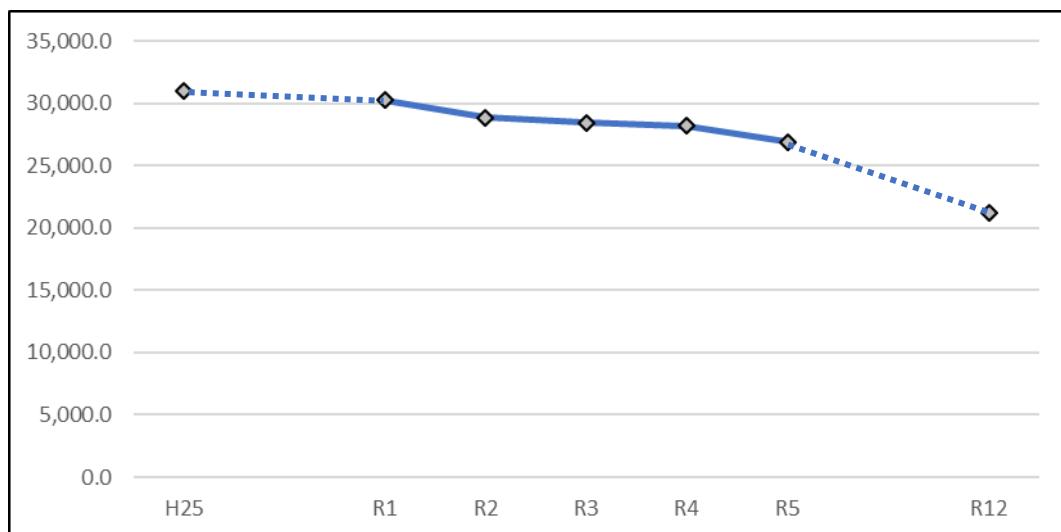
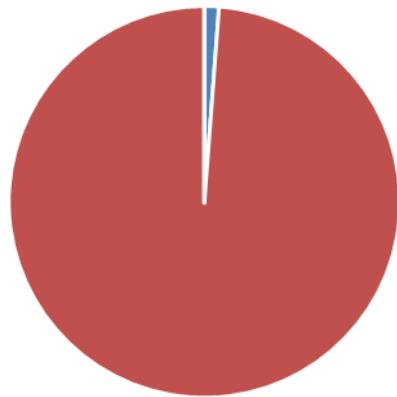


図2-16 ごみ焼却における二酸化炭素排出量の推移(単位:t-CO<sub>2</sub>)

廃棄物部門における二酸化炭素排出量の構成割合(%)



収集：1.194% 中間処理：98.803% 最終処分：0.003%

図 2-17 廃棄物部門における二酸化炭素排出量の構成割合

## 2 人口類似自治体及び県内18市との比較

最新の「一般廃棄物処理実態調査（令和5年度）」を用いて、①全国の自治体（県内を除く）のうち人口が24万人以上27万人未満の人口類似自治体、②県内18市と比較し、本市の取組状況を確認します。

### （1）発生量あたり排出原単位の比較

家庭系ごみと事業系ごみを合計した総排出量の比較は下記のとおりです。令和5年度の排出原単位は782グラムです。

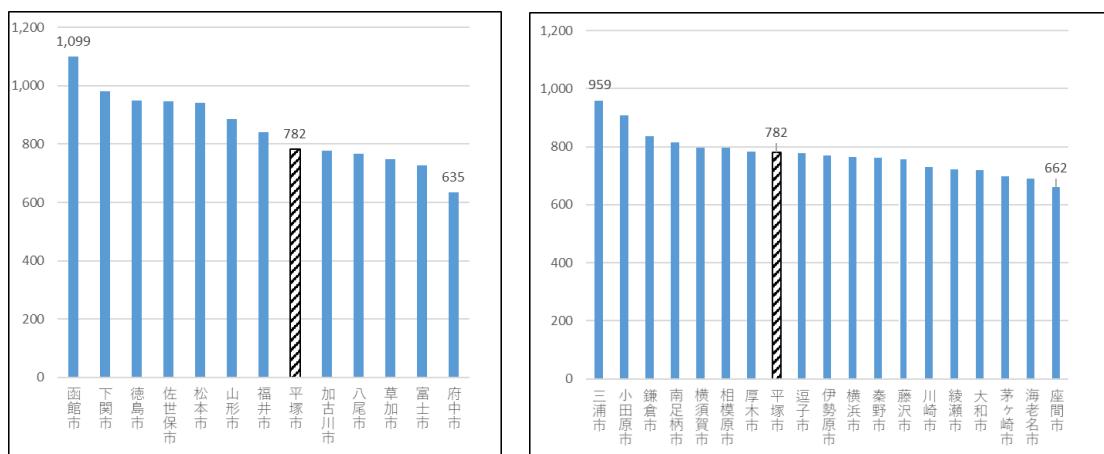


図 2-18 総排出量の排出原単位の比較 (単位: g/人・日)

### （2）家庭系ごみ排出原単位の比較

#### ア 家庭系ごみ排出原単位の比較

資源再生物を含む家庭系ごみの排出原単位の比較は下記のとおりです。令和5年度の排出原単位は589グラムです。

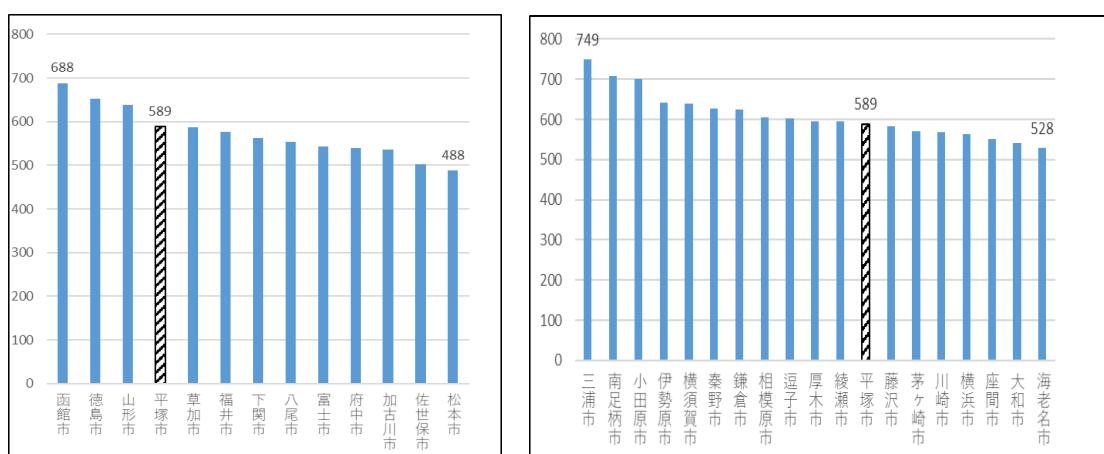


図 2-19 家庭系ごみ総排出量の排出原単位比較 (単位: g/人・日)

#### イ 家庭系ごみ（資源再生物を除く）排出原単位の比較

資源再生物を除く家庭系ごみの排出量の比較は下記のとおりです。令和5年度の排出原単位は435グラムです。

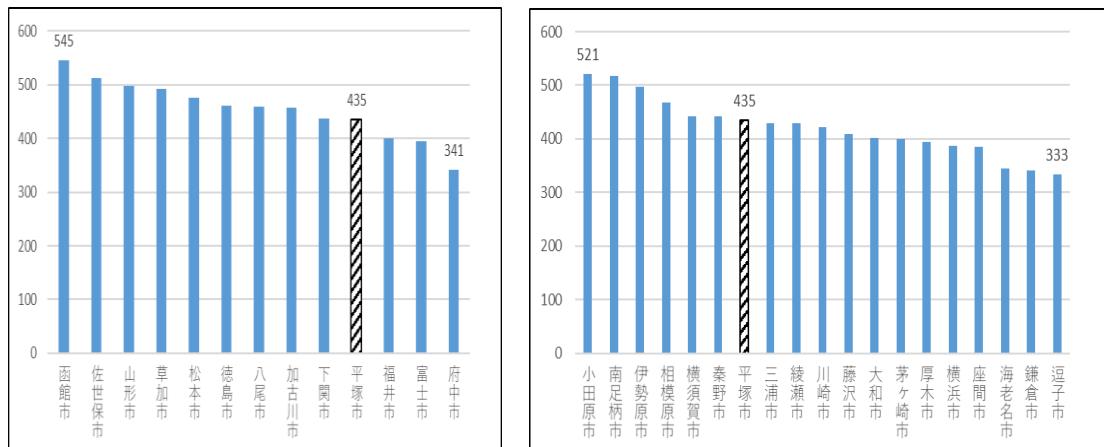


図 2-20 家庭系ごみ（資源再生物を除く）量の排出原単位比較（単位：g/人・日）

#### （3）事業系ごみ総排出量及び排出原単位の比較

事業系ごみ総排出量および排出原単位比較は下記のとおりです。令和5年度の総排出量は18,262トン、排出原単位は193グラムです。

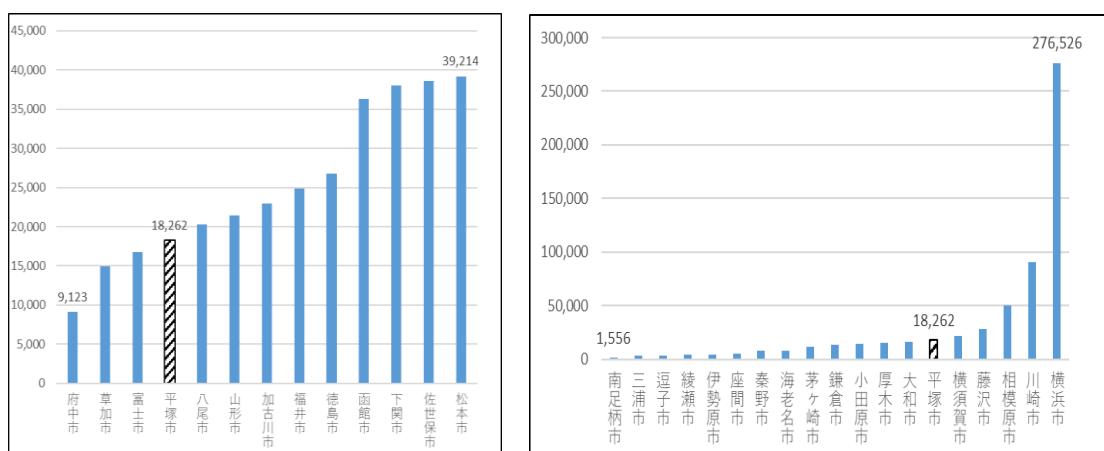


図 2-21 事業系ごみ総排出量比較（単位：t）

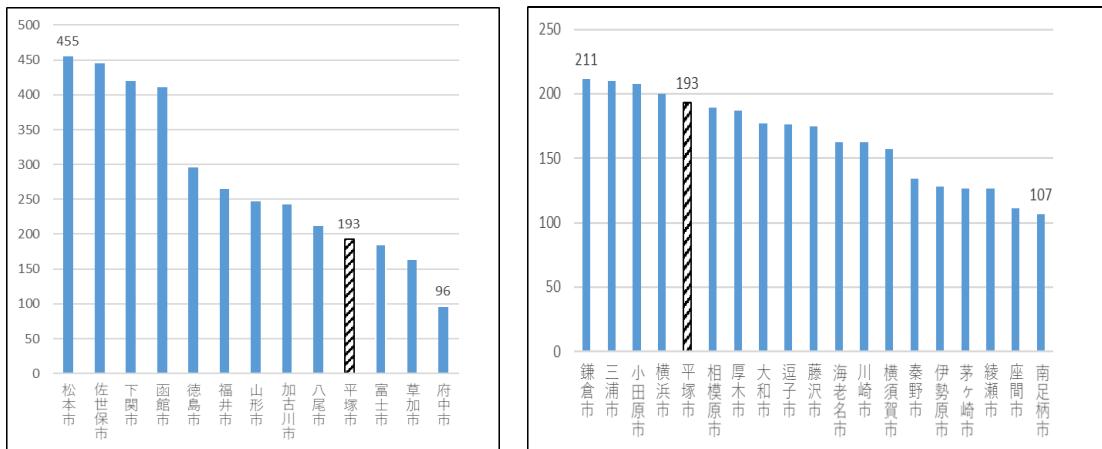


図 2-22 人口類似自治体比較（事業系ごみ総排出量の排出原単位）（単位：g/人・日）

#### （4）家庭系ごみの資源化に関する比較

##### ア 家庭系ごみの計画収集量に基づく資源化率の比較

本市が資源再生物として計画収集する「紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック、布類」を対象に、家庭系ごみの総排出量に占める割合を算出すると、令和5年度の資源化率は26.3パーセントです。

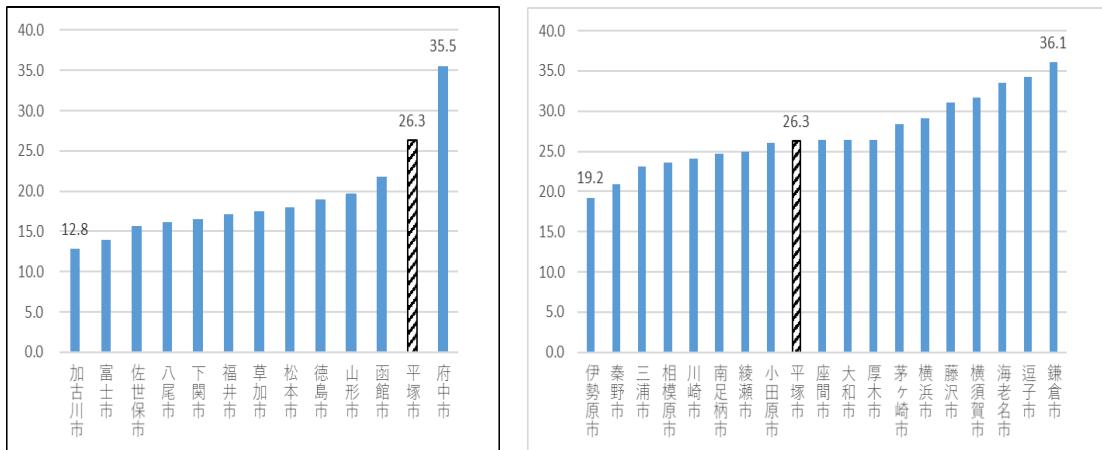


図 2-23 本市家庭系ごみの計画収集量に基づく資源化率（単位：g/人・日）

#### イ 家庭系ごみの計画収集量に占める資源化量の比較

本市が資源再生物として計画収集する「紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック、布類」の令和5年度の排出原単位は155グラムです。

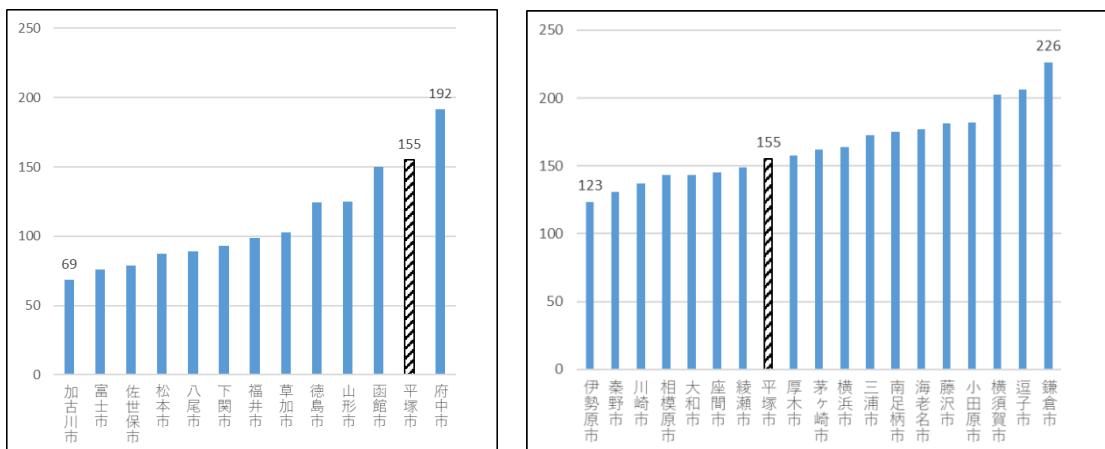


図 2-24 本市家庭系ごみの計画収集量に基づく資源量 (単位: g/人・日)

#### ウ 排出原単位の比較から見える資源再生物の分別可能性

人口類似自治体との比較においては、本市の資源再生物の資源化率及び資源化量とともに上位に位置付けられますが、県内18市との比較においては、中位からやや低い程度です。ここでは、資源再生物の分別が進んでいる自治体の傾向を探るため、本市の計画収集量に基づく資源再生物の排出原単位の傾向を基に本市の課題について整理します。

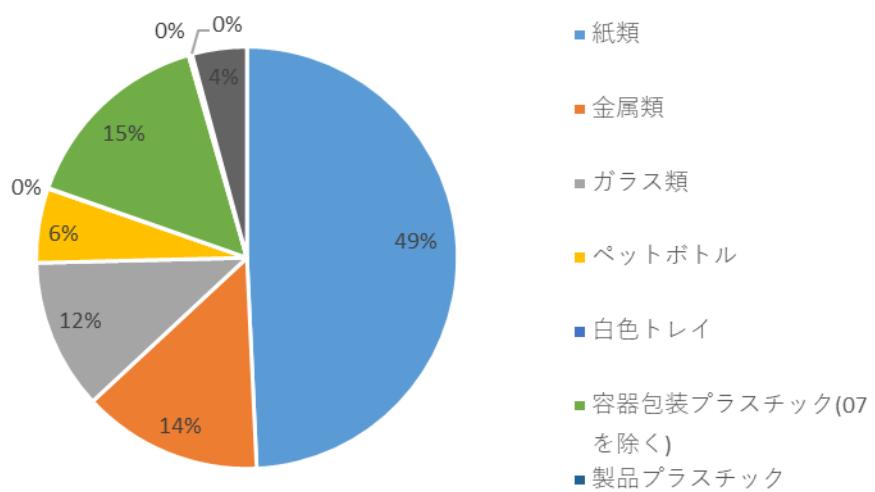


図 2-25 類似自治体

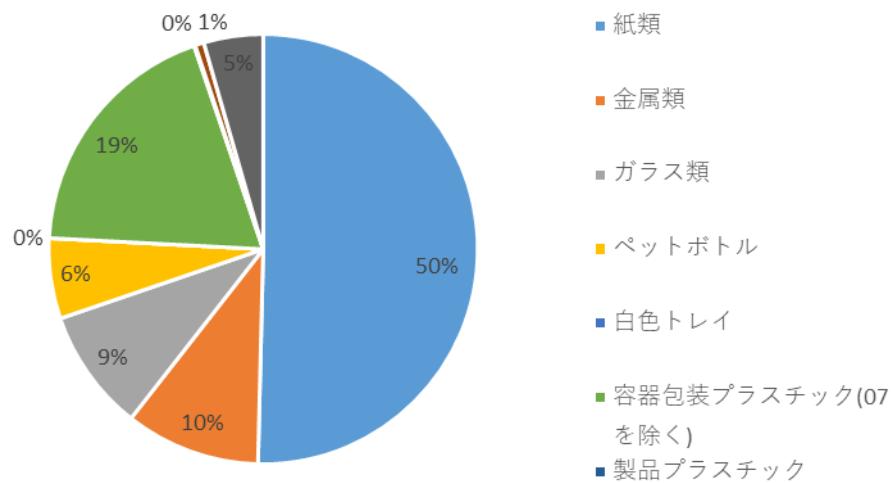


図 2-26 県内 18 市

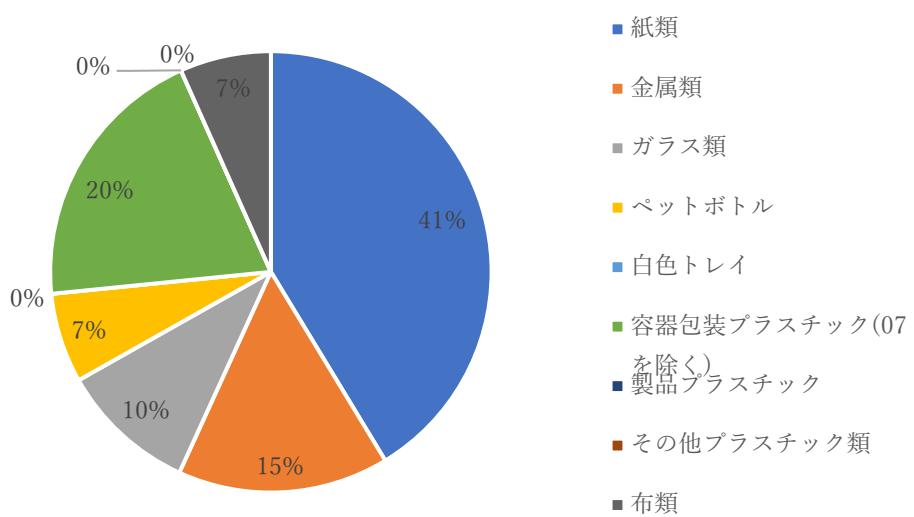


図 2-27 平塚市

上記図は計画収集している資源再生物の構成割合を比較した円グラフです。人口類似自治体や県内 18 市との比較において、本市が計画収集している紙類の割合は 9 ポイントほど少ない傾向にあります。

### (ア) 資源再生物（紙類）の排出原単位比較

家庭系ごみの計画収集量に占める資源再生物の中でも、紙類は最も大きな割合を占めます。令和5年度の本市の排出原単位は64.0グラムです。

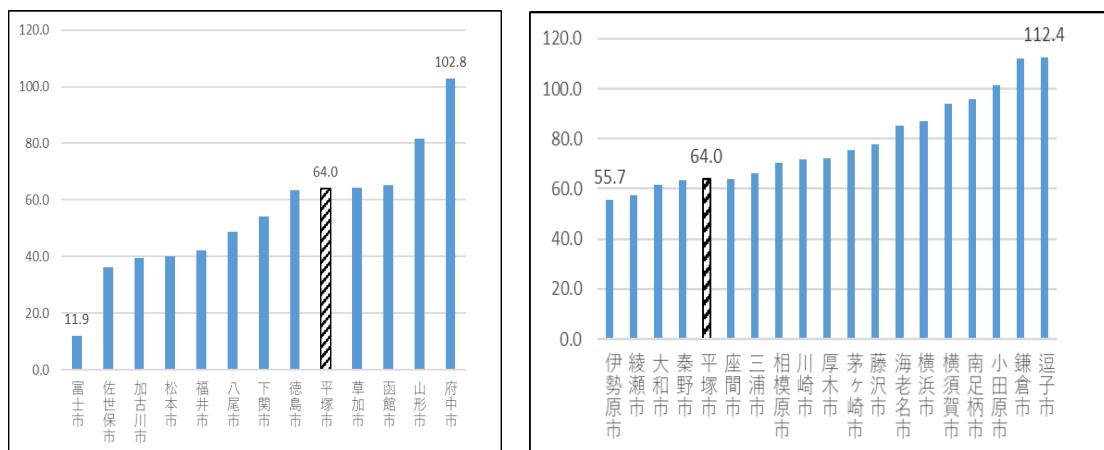


図 2-28 紙類の排出原単位 (単位: g/人・日)

### (イ) 資源再生物（容器包装プラスチック）の排出原単位比較

家庭系ごみの計画収集量に占める資源再生物の中でも、容器包装プラスチックは紙類に次いで大きな割合を占めます。令和5年度の本市の排出原単位は30.8グラムです。

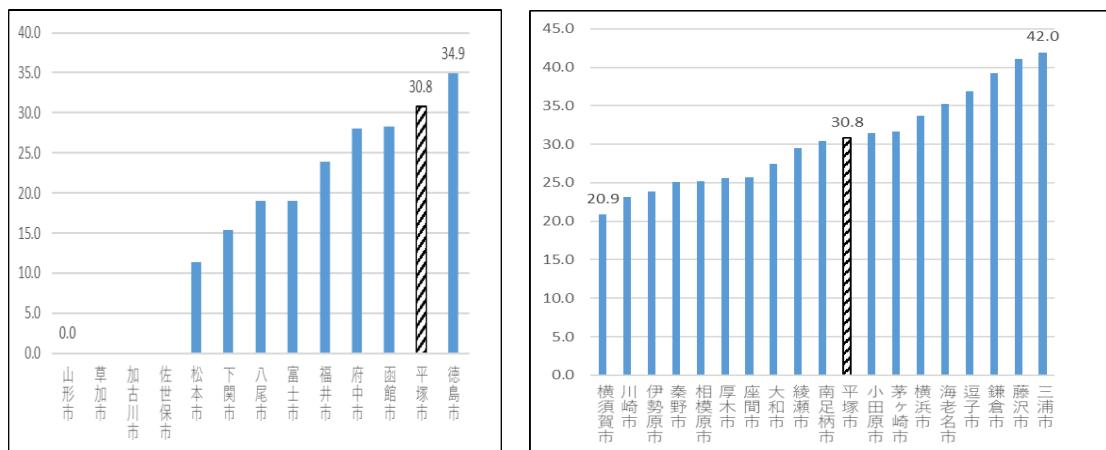


図 2-29 容器包装プラスチックの排出原単位 (単位: g/人・日)

### (5) 総資源化率の比較

焼却灰・飛灰の溶融スラグ化等による資源化を含む総資源化率の比較は下記のとおりです。令和5年度の資源化率は25.3パーセントです。

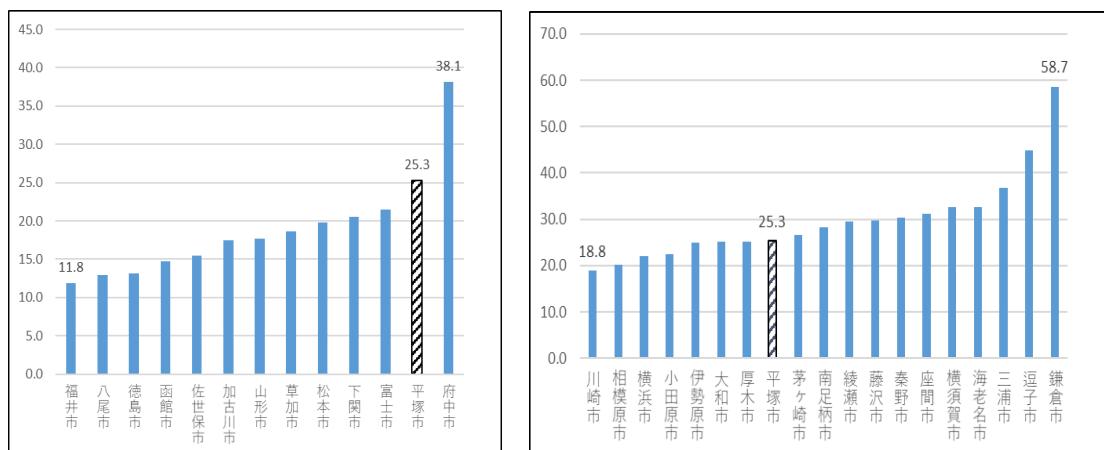


図 2-30 人口類似自治体比較（総資源化率）(単位:g/人・日)

### (6) 最終処分量の比較

最終処分量の比較は下記のとおりです。令和5年度の本市の最終処分量は649トンです。

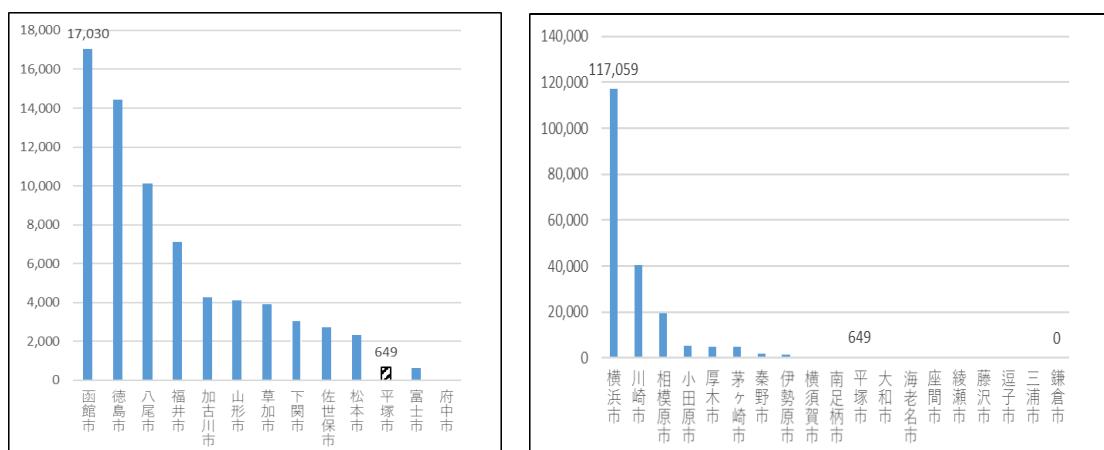


図 2-31 最終処分量 (単位:トン)

### 3 焼却ごみにおけるごみ組成

国が定める環整第95号を基に測定した、乾基準によるごみの組成の割合は令和5年度に木・竹類の減少が少し見られるものの、近年で大きな変化はありません。1立方メートルあたりの重量を示す単位容積重量は、令和4年度が150キログラムに達しているものの近年は120キログラムから130キログラムで推移しています。

湿基準は、水分の割合が40パーセント台で推移していますが、近年はやや上昇傾向です。低位発熱量は平成30年の1キログラムあたり10,493キロジュールをピークに近年にかけては全体としては低下傾向です。現在の焼却炉における計画ごみ質内ではありますが、ごみの発熱量は高位で推移している状態ですので、設備の寿命が短くなり、追加的な改修費が発生する恐れがあります。

表 2-19 ごみ組成の経年変化

	測定項目	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
乾基準	紙、布類	%	46.2	47.8	47.0	48.0	43.7	46.8
	合成樹脂類	%	24.5	22.1	20.5	22.0	25.3	23.9
	木、竹類	%	15.0	15.8	14.9	12.5	16.9	14.5
	厨芥類	%	9.4	9.0	10.3	11.0	7.4	6.1
	その他	%	3.9	4.4	6.0	4.7	5.4	8.1
	不燃物	%	1.0	0.9	1.3	1.8	1.3	0.6
単位容積重量		Kg/m3	127	139	121.2	127.3	151.8	126.3
湿基準	三成分	水分	%	41.5	42.7	41.0	45.8	45.8
		灰分	%	5.6	5.5	5.6	5.0	5.3
		可燃分	%	52.9	51.8	53.4	49.2	48.9
	低位発熱量（測定値）		KJ/Kg	10,493	9,823	10,145	8,955	9,413
		Kcal/Kg		2,505	2,345	2,422	2,140	2,248
								2,175

#### 4 家庭系ごみ（可燃ごみ）の分析結果

全体の約40パーセントが厨芥類（生ごみ）を占め、直接廃棄、食べ残し、調理くずを理由とした廃棄が見られます。また、資源再生物としてリサイクル可能な紙類と容器包装プラスチックも一定割合含まれています。また、本調査は市内の高齢化が平均的な地区を基に実施したものです、オムツの全体に占める割合も2パーセント程度あります。

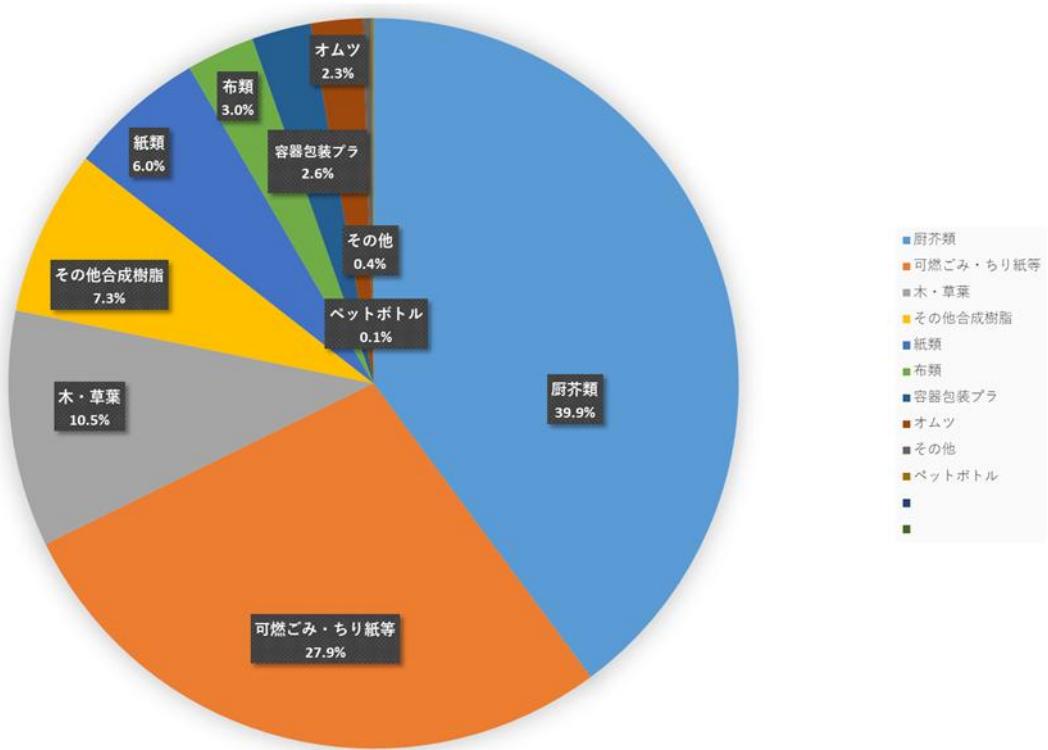


図 2-32 家庭系ごみ（可燃ごみ）の開封調査結果（平塚市）

## 第3節 ごみ処理の課題

### 1 家庭系ごみにおける課題

#### （1）可燃ごみにおける減量・分別

令和5年度の資源再生物を除く家庭系ごみの排出原単位は435グラムです。令和7年度における中間目標は440グラムでしたので、近年の堅調な推移を見る限り目標の達成が見込まれます。しかしながら、図2-20（32頁）のとおり、令和5年度における排出原単位は、県内で7番目に多い状況です。

家庭系ごみの可燃ごみを対象とした市独自の開封調査の結果は、前頁の図2-32のとおりです。全体の約40パーセントが調理くず、食べ残し等の生ごみであり、資源再生物としてリサイクル可能な紙類が約6パーセント、容器包装プラスチックが約2.6パーセント混入されていました。

資源再生物を除く家庭系ごみの排出原単位を削減するには、食品ロス対策をはじめとする生ごみの排出抑制や、戸別収集時における適正廃棄についての注意喚起等により紙類や容器包装プラスチックの分別をより一層徹底することが必要です。

#### （2）資源再生物の分別徹底

図2-23（33頁）のとおり本市が資源再生物として計画収集する「紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック、布類」の資源化率は26.3パーセントと、県内では19市中11番目の数値です。排出原単位は155グラムと、こちらは県内で19市中8番目に少ない状況です。資源再生物の減量自体は好ましいことですが、前頁の図2-32のとおり、可燃ごみには容器包装プラスチックと紙類が混入している状況です。

図2-28（36頁）のとおり本市の紙類の排出原単位は64.0グラムですが、逗子市は112.4グラム、次いで鎌倉市は112.1グラムとおよそ50グラムの差があります。また、図2-29（36頁）のとおり本市の容器包装プラスチックの排出原単位は30.8グラムですが、三浦市は42.0グラム、次いで藤沢市は41.1グラムとおよそ10グラムの差です。資源再生物としての紙類、容器包装プラスチックの分別をより一層徹底することが必要です。

#### （3）超高齢社会

平成30年10月1日現在、本市の65歳以上の人口割合は27.3パーセントですが、令和2年2月に本市が発表した「平塚市人口ビジョン」によると、令和32年には37.4パーセント（本市将来展望）まで上昇すると推計しています。

また、このうち65歳以上の単身世帯も増加傾向にあります。超高齢社会が進展することで、在宅医療廃棄物や使用済みオムツなどが増加し、高齢者によるごみの出し方や分別排出をめぐる課題が増えると予想されます。身体能力の低下や健康状態の悪化によりごみ出し

が困難になる状況や、地域社会からの孤立や生活への意欲喪失により多量のごみを住居内外に溜め込んでしまう状況などもその一例です。

こうした課題に対する高齢者支援として、本市では各戸収集の拡充に努めてきました。65歳以上の単身世帯で、かつ要介護2以上の方などを対象とした「福祉収集」や、令和元年度から開始した、65歳以上の高齢世帯で、かつどちらかが要介護2以上であることを条件とした「ふれあい収集」です。

超高齢社会対策も1つの要素とする家庭系可燃ごみの戸別収集について、市内3か所における社会実験を経て、令和3年度から本格実施し、令和9年度には市内全区域にて戸別収集を行います。

福祉行政による支援や地域コミュニティによる共助の取組などとも連携しつつ、引き続き、廃棄物行政としての対応策を検討していく必要があります。

#### （4）家庭系ごみの有料化

経済的インセンティブを活用した家庭系ごみの排出抑制や再使用、再生利用の促進、ごみの排出量に応じた負担の公平性、更には市民の意識改革を進めるために、国は家庭用ごみ袋の有料化を1つの方策として推奨しています。

しかし、本市は一部事業系ごみの増加はみられるものの、家庭系ごみを含む総排出量は年々減少傾向にあること、また、その中でも可燃ごみには再生利用が可能な古紙類や容器包装プラスチック、ペットボトルが約8.7パーセント混入している現状ですので、**ごみの削減効果の大きい資源再生物の分別排出に優先的に取り組むべき余地**があります。

一方で、ごみの排出抑制や分別排出に積極的に取り組む市民と、多量に排出する市民との負担の公平性の確保、受益者負担の確保といったかねてからの課題があります。

引き続き、ごみ排出量の推移などを見据えながら、将来的な家庭系ごみの有料化について研究していく必要があります。

## 2 事業系ごみにおける課題

令和5年度の事業系ごみの排出原単位は193グラムと、県内では19市中6番目に多い状況です。事業系ごみは、排出者責任のもと適正に処理することが求められるのですが、その量は経済活動の影響を受けて大きく変動します。

しかしながら、依然として資源として再生利用可能な紙類や、産業廃棄物としての廃プラスチック類等の混入が見受けられますので、更なる分別の徹底が必要です。

食品関連事業者の中には食品ロスを含む食品残渣が多く含まれています。食品リサイクル法や食品ロス削減推進法等の趣旨からも、更なる減量化・資源化が必要です。

また、医療・福祉施設からは年々、使用済み紙オムツの排出が多くなっています。

事業者責任のもと環境配慮に基づく廃棄物の適正処理を推進するため、今後も市処理施設におけるごみ収集車の展開検査や、多量排出事業者への立ち入り調査、減量化計画書の作

成依頼、そして事業系ごみの減量・資源化を進めるための情報発信等を通じて、排出事業者の処理責任を後押ししていく必要があります。

### 3 個別処理計画における課題

#### （1）収集運搬計画

超高齢社会への対応やごみ出し責任の明確化、景観面の向上を図るなどを目的に、令和元年度から市内3か所で可燃ごみ戸別収集の社会実験を経て、令和3年度から本格実施を開始し、順次区域を拡大し、令和9年度末には市域全体にて可燃ごみの戸別収集を実施します。戸別収集拡大においては、民間委託を導入し、コスト削減を図ります。近年多発する様々な災害等においても、本市直営の機動性を確保しつつ、民間の協力も得ながら迅速にライフラインとしての収集を継続していきます。

温暖化対策の点からも、環境に配慮した車両で効率よく運搬する体制が求められます。

#### （2）中間処理計画

環境事業センターでは容器包装プラスチック等の合成樹脂類の搬入増加に伴い、バグフィルター等の設備への負荷や二酸化炭素量が増加している要因となっています。施設設備の延命化や環境負荷を軽減するためにも、市民等に対する分別排出の周知が必要です。

リサイクルプラザに二次電池や不適物が混入し、施設内で発火等する事例が散見されます。引き続き、市民に対する分別排出の周知が必要です。

粗大ごみ破碎処理場は、令和7年度までの延命化が図られていますが、令和12年度まで活用ができるよう再延命化工事を令和5年度から令和9年度までの5か年をかけて実施しています。その後の施設整備については、引き続き平塚・大磯・二宮におけるごみ処理広域化施設として再整備の検討が必要です。

#### （3）最終処分計画

最終処分の埋立許容量には限りがあります。環境事業センターから排出する焼却残渣を外部に資源化を委託することで、埋立量は大幅に削減していますが、大規模災害等が発生した場合は、不燃残渣物の埋立量の増加により現在計画している埋立期間が大幅に短縮されることも想定されます。市内に新たな最終処分場を確保することが困難である以上、そうした事態への対応等も含め、埋め立て処理をしている粗大ごみ破碎処理場からの不燃残渣物（ガラス・陶磁器等）についても、費用対効果や最新技術の動向などを注視しつつ、資源化を検討することが必要です。

### 4 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量における課題

近年、家庭系ごみの減量化に伴い、環境事業センターにおける焼却ごみも削減されている傾向にあります。しかしながら、ごみの組成、低位発熱量、単位容積重量の実績値から合成

樹脂類の混入が増加し、二酸化炭素の排出量が増加しているものと推察されます。

家庭系ごみとして排出される容器包装プラスチックやペットボトル等の分別・リサイクルの徹底、破碎処理後に焼却を要する廃棄物の削減、事業系ごみの展開検査の強化による廃棄物量の削減などにより、二酸化炭素排出量を削減することが必要です。

## 第4節 ごみ処理の基本方針

### 1 基本方針

以下、本計画の3つの基本方針を設定します。

#### 基本方針1 生活習慣や商習慣における5Rの定着・実践

消費者（市民）・事業者は自らが分別の徹底やごみの減量化などの環境負荷低減に資する行動を実践するとともに、消費者（市民）は事業者を、事業者は消費者（市民）を、互いが環境に配慮した行動を評価・選好する風土を市域全体に広めます。

#### 基本方針2 地域に密着した啓発・協働の推進

市民・事業者は様々な広報媒体を通じてごみの減量化や資源化、その他の廃棄物行政に関する情報を容易に入手できるようにし、環境に配慮した行動を推進します。また、市民・事業者は市との協働事業等を通じて5Rに取り組む意義や有用性を感じることができ、環境意識が向上します。

#### 基本方針3 経済的、社会的、環境的側面のバランスが取れた廃棄物行政の運営

ごみ等の収集から処分に至るまでの全ての工程において、温室効果ガス削減に向けた積極的な取組や希少資源・エネルギーの有効活用を推進します。また、持続可能な施設の整備、処理コストと環境負荷低減にかかる効果のバランスを見極めつつ、社会状況や限られた財源の中で最良の廃棄物行政を運営します。

表2-20 5Rの意味

	読み方	実践例
Refuse	リフューズ	不必要なものは断る
Reduce	リデュース	必要なもの、断れないものを減らす
Reuse	リユース	使うもの、断れないもの、減らせないものは繰り返し使う
Recycle	リサイクル	断れないもの、減らせないもの、繰り返し使えないものは資源化する
Renewable	リニューアブル	再生可能資源に切り替える 再生可能資源の製品を利用する

Renewableの考え方とは、国の「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）において『より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙・バイオマス・プラスチック等）に適切に切り替える』ことを踏まえ設定しています。

## 2 計画目標

### (1) 目標の考え方

将来目標は、環境省が平成28年9月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」の考え方に基づき、本市の将来人口や将来のごみ量の発生予測を踏まえ、施策の効果等を見込んで設定します。

### (2) 将来の人口予測

令和2年2月に改訂した「平塚市人口ビジョン」のうち、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」の推計を基に、出生の希望等を参考にして将来の出生率等の仮定を変えて推計した『将来展望推計』を用います。

これによると、計画目標年度の令和12年度には総人口が247,384人になると推計されます。

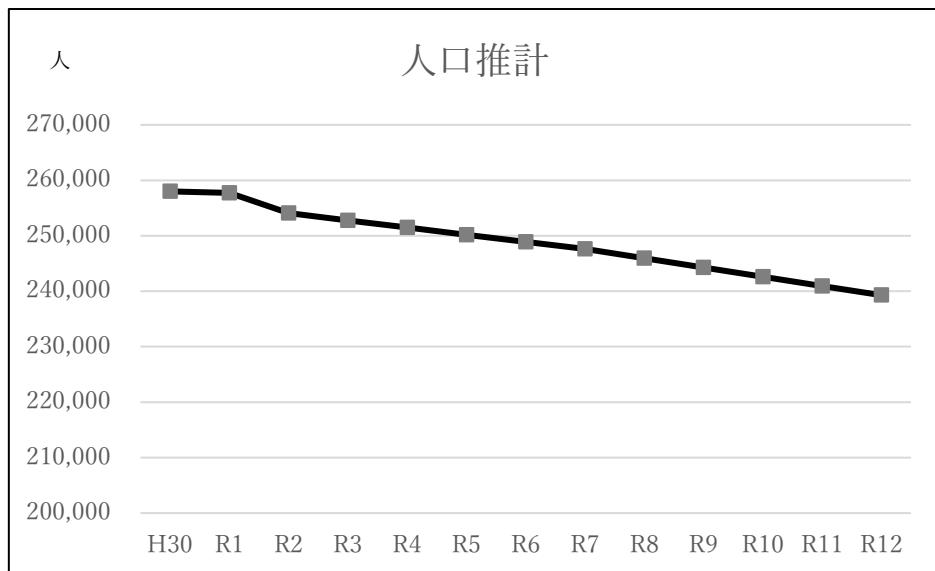


図 2-33 平塚市人口推計

### (3) 将来のごみ量（見込み）

#### ア 将来推計の手法

環境省が定める「ごみ処理基本計画策定指針」によれば、過去の実績から排出原単位を算出し、この実績をトレンド法等を用いて将来推計した上で、将来予測人口を乗じて発生量を予測することが望ましいとされています。

そこで、本計画では、直近の平成30年度における1人1日当たりのごみ排出量と、人口の増減のみを反映させた「単純推計」と、過去5年間のごみ排出量の変化を複数の数式モデルに代入し推計した「トレンド推計」の二種類を算出し、その範囲に将来ごみ発生量があてはまるものと仮定します。

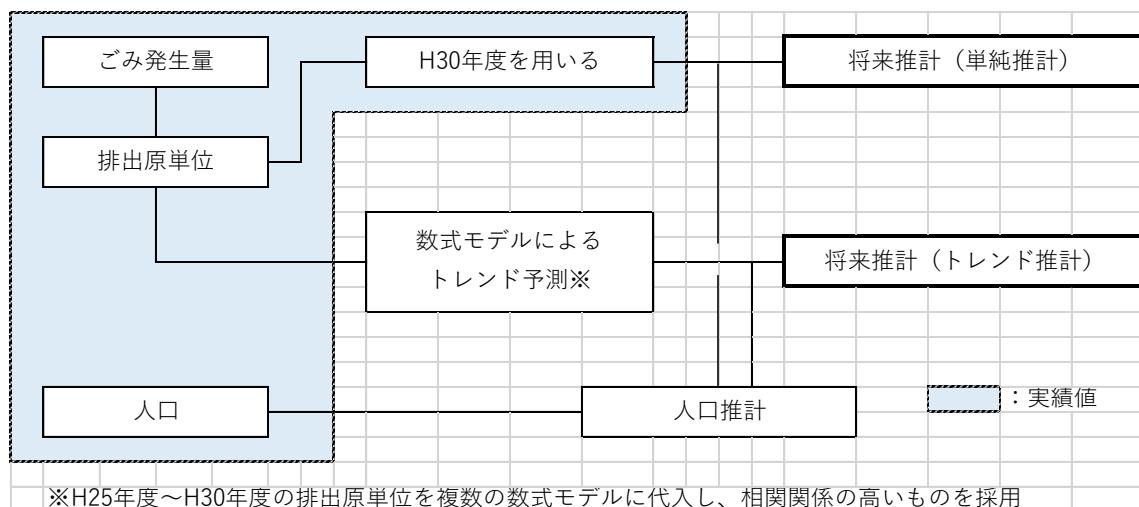


図 2-34 ごみ発生量の考え方

#### イ 将来推計の結果

##### (ア) ごみ発生量：総排出量

本計画目標年度である令和12年度においては、ごみ発生量が単純推計では79,747トン、トレンド推計では73,628トンになると見込まれます。これは平成30年度実績に対して、単純推計においては2.7パーセントの減少率、トレンド推計においては10.2パーセントの減少率となります。

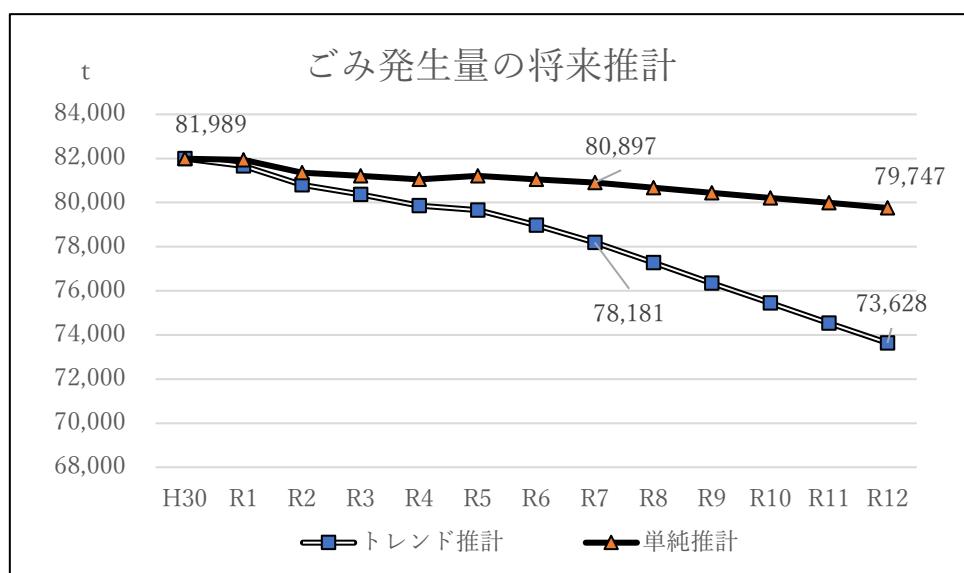


図 2-35 将来のごみ発生量推計

(イ) 区分ごとの内訳

①単純推計

表 2-21 将来のごみ発生量（単純推計、総量）

分類		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
	人口 人	258,004	257,729	255,306	254,679	254,052	253,425	252,798	252,171	251,214	250,257	249,300	248,343	247,384	
家庭系ごみ	可燃ごみ	t	42,059	42,012	41,618	41,515	41,413	41,310	41,208	41,106	40,951	40,794	40,638	40,482	40,326
	不燃ごみ	t	3,836	3,829	3,793	3,783	3,774	3,765	3,755	3,747	3,732	3,718	3,703	3,689	3,675
	資源再生生物	t	15,728	15,718	15,571	15,533	15,494	15,458	15,417	15,380	15,323	15,263	15,204	15,147	15,087
	鉄類（空き缶類）	t	938	941	932	930	927	925	923	920	917	913	910	906	903
	その他金属類（金属）	t	867	865	857	855	853	851	849	847	844	840	837	834	831
	びん（カレット）	t	1,738	1,740	1,724	1,720	1,715	1,711	1,707	1,703	1,696	1,690	1,683	1,677	1,670
	新聞・雑誌	t	4,274	4,271	4,231	4,220	4,210	4,200	4,189	4,179	4,163	4,147	4,131	4,115	4,099
	段ボール	t	2,163	2,164	2,143	2,138	2,133	2,128	2,122	2,117	2,109	2,101	2,093	2,085	2,077
	紙パック	t	95	94	93	93	93	93	92	92	92	91	91	91	90
	古織維	t	1,250	1,251	1,239	1,236	1,233	1,230	1,227	1,224	1,220	1,215	1,210	1,206	1,201
	ペットボトル	t	974	969	960	957	955	953	950	948	944	941	937	934	930
	容器包装フラスチック	t	2,989	2,982	2,954	2,947	2,940	2,932	2,925	2,918	2,907	2,896	2,885	2,873	2,862
	廃食用油	t	106	103	103	102	102	102	101	101	101	100	100	100	99
	剪定枝	t	214	216	214	214	213	213	212	212	211	210	209	208	208
	小型家電	t	120	122	121	121	120	120	120	119	119	119	118	118	117
	蛍光管	t	(2)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)
	粗大ごみ（家電リサイクル除く）	t	242	245	242	242	241	241	240	239	238	237	237	236	235
	その他のごみ（有害ごみ）	t	63	66	65	65	65	65	65	64	64	64	63	63	63
	小計	t	61,928	61,870	61,289	61,138	60,987	60,839	60,685	60,536	60,308	60,076	59,846	59,617	59,386
事業系ごみ		t	20,061	20,061	20,061	20,061	20,061	20,361	20,361	20,361	20,361	20,361	20,361	20,361	20,361
	総排出量	t	81,989	81,931	81,350	81,199	81,048	81,200	81,046	80,897	80,669	80,437	80,207	79,978	79,747
	総排出量原単位 合計	g/人・日	871	871	873	874	874	878	878	879	880	881	881	882	883

表 2-22 将来のごみ発生量（単純推計、排出原単位）

分類		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
	人口 人	258,004	257,729	255,306	254,679	254,052	253,425	252,798	252,171	251,214	250,257	249,300	248,343	247,384	
家庭系ごみ	可燃ごみ	g/人・日	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6	446.6
	不燃ごみ	g/人・日	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7
	資源再生生物	g/人・日	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1	167.1
	鉄類（空き缶類）	g/人・日	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
	その他金属類（金属）	g/人・日	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2
	びん（カレット）	g/人・日	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5
	新聞・雑誌	g/人・日	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4	45.4
	段ボール	g/人・日	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
	紙パック	g/人・日	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	古織維	g/人・日	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3
	ペットボトル	g/人・日	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3
	容器包装フラスチック	g/人・日	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7
	廃食用油	g/人・日	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	剪定枝	g/人・日	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
	小型家電	g/人・日	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
	蛍光管	g/人・日	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
	粗大ごみ（家電リサイクル除く）	g/人・日	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
	その他のごみ（有害ごみ）	g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	小計	g/人・日	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7	657.7
事業系ごみ		t/日	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0

## ②トレンド推計

表 2-23 将来のごみ発生量（トレンド推計、総量）

	分類	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
	人口 人	258,004	257,729	255,306	254,679	254,052	253,425	252,798	252,171	251,214	250,257	249,300	248,343	247,384	
家庭系ごみ	可燃ごみ	t	42,059	41,325	40,248	39,470	38,705	37,934	37,157	36,440	35,385	34,336	33,286	32,251	31,224
	不燃ごみ	t	3,836	3,829	3,793	3,783	3,774	3,765	3,755	3,747	3,732	3,718	3,703	3,689	3,675
	資源再生生物	t	15,728	16,122	16,382	16,741	17,088	17,447	17,808	18,131	18,283	18,424	18,588	18,728	18,871
	鉄類（空き缶類）	t	938	941	932	930	927	925	923	920	917	913	910	906	903
	その他金属類（金属）	t	867	865	857	855	853	851	849	847	844	840	837	834	831
	びん（カレット）	t	1,738	1,740	1,724	1,720	1,715	1,711	1,707	1,703	1,696	1,690	1,683	1,677	1,670
	新聞・雑誌	t	4,274	4,412	4,501	4,629	4,748	4,875	4,992	5,118	5,171	5,225	5,287	5,339	5,391
	段ボール	t	2,163	2,229	2,283	2,343	2,402	2,461	2,528	2,586	2,613	2,640	2,675	2,701	2,727
	紙パック	t	95	94	103	102	102	102	111	110	110	110	109	109	108
	古織維	t	1,250	1,251	1,239	1,236	1,233	1,230	1,227	1,224	1,220	1,215	1,210	1,206	1,201
	ペットボトル	t	974	969	960	957	955	953	950	948	944	941	937	934	930
	容器包装フラスチック	t	2,989	3,180	3,345	3,532	3,718	3,904	4,088	4,243	4,337	4,421	4,513	4,596	4,686
	廃食用油	t	106	103	103	102	102	102	101	101	101	100	100	100	99
	剪定枝	t	214	216	214	214	213	213	212	212	211	210	209	208	208
	小型家電	t	120	122	121	121	120	120	120	119	119	119	118	118	117
	蛍光管	t	(2)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)
	粗大ごみ（家電リサイクル除く）	t	242	245	242	242	241	241	240	239	238	237	237	236	235
	その他のごみ（有害ごみ）	t	63	66	65	65	65	65	64	64	64	64	63	63	63
	小計	t	61,928	61,587	60,730	60,301	59,873	59,452	59,025	58,621	57,702	56,779	55,878	54,967	54,068
事業系ごみ		t	20,061	20,061	20,061	20,061	19,978	20,195	19,944	19,560	19,560	19,560	19,560	19,560	19,560
	総排出量	t	81,989	81,648	80,791	80,362	79,851	79,647	78,969	78,181	77,262	76,339	75,438	74,527	73,628
	総排出量原単位 合計	g/人・日	871	868	867	864	861	861	856	849	843	836	829	822	815

表 2-24 将来のごみ発生量（トレンド推計、排出原単位）

	分類	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
	人口 人	258,004	257,729	255,306	254,679	254,052	253,425	252,798	252,171	251,214	250,257	249,300	248,343	247,384	
家庭系ごみ	可燃ごみ	g/人・日	446.6	439.3	431.9	424.6	417.4	410.1	402.7	395.9	385.9	375.9	365.8	355.8	345.8
	不燃ごみ	g/人・日	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7	40.7
	資源再生生物	g/人・日	167.1	171.4	175.8	180.1	184.3	188.6	193.0	197.0	199.4	201.7	204.3	206.6	209.0
	鉄類（空き缶類）	g/人・日	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
	その他金属類（金属）	g/人・日	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2
	びん（カレット）	g/人・日	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5
	新聞・雑誌	g/人・日	45.4	46.9	48.3	49.8	51.2	52.7	54.1	55.6	56.4	57.2	58.1	58.9	59.7
	段ボール	g/人・日	23.0	23.7	24.5	25.2	25.9	26.6	27.4	28.1	28.5	28.9	29.4	29.8	30.2
	紙パック	g/人・日	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	古織維	g/人・日	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3
	ペットボトル	g/人・日	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3
	容器包装フランチック	g/人・日	31.7	33.8	35.9	38.0	40.1	42.2	44.3	46.1	47.3	48.4	49.6	50.7	51.9
	廃食用油	g/人・日	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	剪定枝	g/人・日	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
	小型家電	g/人・日	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
	蛍光管	g/人・日	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
	粗大ごみ（家電リサイクル除く）	g/人・日	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
	その他のごみ（有害ごみ）	g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	小計	g/人・日	657.7	654.7	651.7	648.7	645.7	642.7	639.7	636.9	629.3	621.6	614.1	606.4	598.8
事業系ごみ		t/日	55.0	55.0	55.0	55.0	54.8	55.3	54.7	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6

表 2-25 将来予測（トレンド推計）の要点

ごみの分別区分		概要
家庭系ごみ	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画収集量の可燃ごみのうち生ごみを削減 →H30 年度比で排出原単位 58.9g/人・日の削減</li> <li>・分別可能な紙類の資源再生物（古紙類）への移行</li> <li>・分別可能な容器包装プラスチックの資源再生物（容器包装プラスチック）への移行</li> </ul>
	不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
	資源再生物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別可能な紙類と容器包装プラスチックを可燃ごみから移行</li> </ul>
	古紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別可能な紙類の可燃ごみからの移行 →H30 年度比で排出原単位 14.3g/人・日の増加</li> </ul>
	空き缶類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
	金属	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
	ビン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
	布類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
	廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
	容器包装 プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別可能な容器包装プラスチックの可燃ごみからの移行 →H30 年度比で排出原単位 20.2g/人・日の増加</li> </ul>
	小型家電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
	剪定枝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
	有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出原単位を H30 年度に固定</li> </ul>
	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出原単位は H30 年度に固定</li> </ul>
事業系ごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみ減量化及び資源化並びに産業廃棄物の適正分別により年 1~3%の焼却ごみを削減</li> </ul>

### 3 数値目標

#### (1) 指標の考え方

本計画では、計画の進捗を評価するため指標を設けます。指標は、ごみの排出段階におけるものと、様々な取組の結果として表出するもので構成します。なお、指標は国や上位計画で定める数値目標を踏まえたメイン指標（黒塗り白字）と、メイン指標を補完するために設定する市独自のサブ指標（白塗り黒字）を設けます。

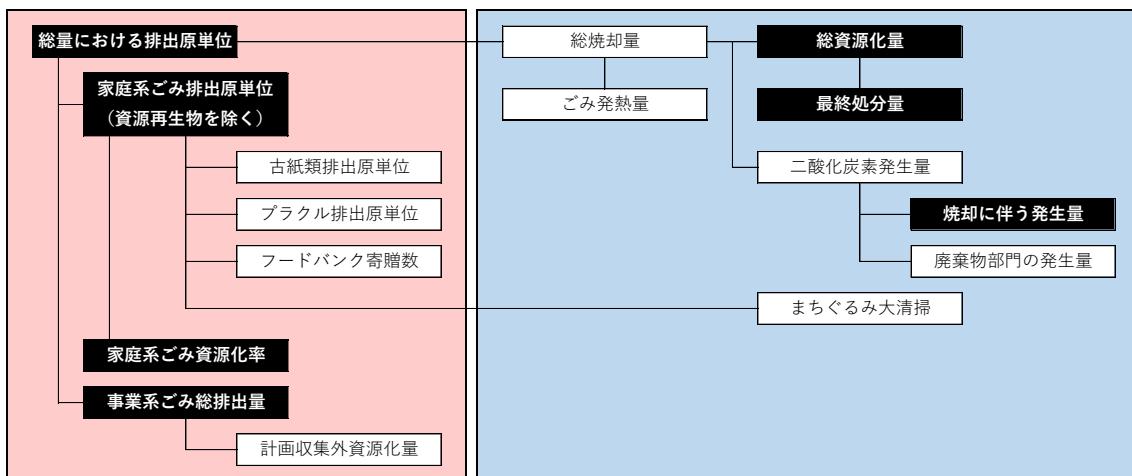


図 2-36 指標の体系

#### (2) 目標値の設定

国等の上位計画における目標値、先述した人口類似自治体や県内 18 市との比較、本市の開封調査の結果を踏まえ、本計画の目標値を次のとおり設定します。

家庭系ごみ、事業系ごみに共通して食品ロスをはじめとする厨芥類への対策、再生利用が可能な古紙類や容器包装プラスチックの資源再生物としての排出徹底（事業系ごみは産業廃棄物としての適正排出）が目標達成において重要な要素になります。

令和 5 年度実績において、すでに令和 12 年度の目標数値を達成している「発生量あたり排出原単位」「事業系ごみ総排出量」「最終処分量」については、取組による結果や第五次循環型社会形成推進基本計画をもとに次のとおり目標を上方修正した。また、「二酸化炭素排出量」については、平塚市温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和 7 年度～令和 17 年度）における算定方式・数値・目標で記載しております。

また、サブ指標であった「マイバッグ持参率」、「減量化・資源化協力店数」については、事業の終了に伴い、削除しております。「総焼却量」はメイン指標の「二酸化炭素排出量」を平塚市温暖化対策実行計画（事務事業編）と整合を図ったことから、関連して数値を変更しています。

表 2-26 メイン指標（総括表）

項目	単位	基準年度 平成 30 年度	中間目標年度 令和 7 年度	目標年度 令和 12 年度	目標年度 令和 12 年度 (変更前)
INPUT					
① 発生量あたり排出原単位	g/人・日	871	758	703	815
② 家庭系ごみ排出原単位 (資源再生物を除く)	g/人・日	491	440	390	(変更なし)
③ 事業系ごみ総排出量	t	20,061	18,262	18,262	19,560
④ 家庭系ごみ資源化率	%	25.4	30.9	34.9	(変更なし)
OUTPUT					
⑤ 総資源化率	%	25.4	29.5	31.8	(変更なし)
⑥ 最終処分量	t	831	640	617	769
⑦ 二酸化炭素排出量 (i) ※1	t-CO <sub>2</sub>	29,878	23,758	21,256	(変更なし)

※1 二酸化炭素排出量は平塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和 7 年度～令和 17 年度）（2025 年度～2035 年度）の算定方式・数値・目標（令和 12 年度）と整合を図った。

※ 発生量あたり排出原単位、事業系ごみ総排出量、最終処分量については新規目標を設定

表 2-27 サブ指標（総括表）

項目	単位	平成 30 年度 基準年度	令和 7 年度 中間目標年度	令和 12 年度 目標年度	令和 12 年度 目標年度 (変更前)
INPUT					
① 古紙類排出原単位	g/人・日	69.4	84.9	91.1	(変更なし)
② プラクル排出原単位	g/人・日	31.7	46.1	51.9	(変更なし)
③ フードバンクへの食品提供	kg	733	1,000	1,500	(変更なし)
④ 事業系ごみの資源化量	t	2,244	2,500	2,700	(変更なし)
OUTPUT					
⑤ 総焼却量	t	64,336	51,017	45,622	52,784
⑥ ごみ発熱量※2	kJ	9,466	5,400～12,100	5,400～12,100	(変更なし)
⑦ 発電端効率※3	%	19.4	18.5	18.5	(変更なし)
⑧ まちぐるみ大清掃回収量	kg	59,930	47,000	46,000	57,000
⑨ 二酸化炭素排出量 (ii) ※4	t-CO <sub>2</sub>	30,640	-	-	(変更なし)

※2 中間目標年度、目標年度の値は計画ごみ質としている。

※3 中間目標年度、目標年度の値は高効率ごみ発電施設整備マニュアル（平成 30 年 3 月改訂）のうち、施設規模ごとの交付要件の中で設定している「300 超、450 以下」の値としている。

※4 二酸化炭素排出量 (i) (表 2-26) の算定方法に準じて変更

※ 事業の終了に伴い、「マイバッグ持参率」「減量化・資源化協力店数」の指標を削除

メイン指標①	項目	発生量あたりの排出原単位	単位	g／人・日
	内容	家庭系ごみと事業系ごみを合算した計画収集量の1人1日あたりの量		
	目的	家庭系ごみと事業系ごみに関する計画収集量の全てを把握するもので、様々な廃棄物施策のベースとするため		
	算定式	総計画収集量÷人口÷年間日数		
	根拠	第四次循環型社会形成推進基本計画		

メイン指標②	項目	家庭系ごみ排出原単位	単位	g／人・日
	内容	家庭系ごみの計画収集量のうち資源再生物を除いた1人1日あたりの量		
	目的	家庭系ごみの計画収集量のうち資源再生物以外のごみの適正処理量を把握するため		
	算定式	家庭系ごみの計画収集量（資源再生物を除く）÷年間日数÷人口		
	根拠	第四次循環型社会形成推進基本計画		

メイン指標③	項目	事業系ごみ総排出量	単位	t
	内容	事業系ごみのうち計画収集量の総量		
	目的	事業系ごみの排出傾向を把握するため		
	算定式	平塚市環境事業センター及び粗大ごみ破碎処理場への搬入量		
	根拠	第四次循環型社会形成推進基本計画		

メイン指標④	項目	家庭系ごみ資源化率	単位	%
	内容	家庭系ごみのうち計画収集量に占める資源再生物の割合		
	目的	資源化の対象を家庭系ごみの計画収集量に限定（中間処理後資源化を除く）し、分別排出による資源化の推進状況を把握するため		
	算定式	計画収集した家庭系ごみの資源再生物の量÷家庭系ごみの計画収集量		
	根拠	市独自		

メイン指標⑤	項目	総資源化率	単位	%
	内容	総計画収集量に対して資源化した全ての割合		
	目的	計画収集した家庭系ごみと事業系ごみの総量に対して、焼却・破碎等の中間処理後資源化物を含む全ての資源化状況を把握するため		
	算定式	中間処理後資源化物を含む総資源化量÷総排出量		
	根拠	第四次循環型社会形成推進基本計画		

メイン指標⑥	項目	最終処分量	単位	t
	内容	遠藤原一般廃棄物最終処分場で埋立処理された量		
	目的	埋立残余量を把握するため		
	算定式	遠藤原一般廃棄物最終処分場への搬入量		
	根拠	第四次循環型社会形成推進基本計画		

メイン指標⑦	項目	二酸化炭素排出量 (i)	単位	t -CO <sub>2</sub>
	内容	合成樹脂類の焼却により排出される二酸化炭素の量		
	目的	平塚市環境基本計画において温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の削減目標が掲げられていることから、本計画においても明示するもの		
	算定式	「焼却量×プラごみの割合×プラごみの固形割合（湿重量に対する乾燥重量の割合）×二酸化炭素排出係数」と 「焼却量×繊維くずの割合×繊維くずの固形割合（湿重量に対する乾燥重量の割合）×繊維くずの中の合成繊維の割合 ×二酸化炭素排出係数」の合計		
	根拠	市独自		

サブ指標①	項目	古紙類の排出原単位	単位	g／人・日
	内容	家庭系ごみとして計画収集した1人1日あたり古紙類の量		
	目的	資源化の進んだ自治体と比べ、排出原単位の少ない古紙類の分別排出の状況を把握するため		
	算定式	計画収集した家庭系ごみのうち古紙類の量÷年間日数÷人口		
	根拠	市独自		

サブ指標②	項目	容器包装プラスチック（プラクル）の排出原単位	単位	g／人・日
	内容	家庭系ごみとして計画収集した1人1日あたりプラクルの量		
	目的	資源化の進んだ自治体と比べ、排出原単位の少ない容器包装プラスチックの分別排出の状況を把握するため		
	算定式	計画収集した家庭系ごみのうちプラクルの量÷年間日数÷人口		
	根拠	市独自		

サブ指標③	項目	フードバンクへの未使用食品の寄贈量	単位	kg
	内容	NPO 法人フードバンクひらつかに提供された未使用食品の量		
	目的	本来廃棄される予定であった未使用食品を集めて寄付することで食品ロスの削減及び有効活用した実績を把握するため		
	算定式	NPO 法人フードバンクひらつかへの寄附数		
	根拠	市独自		

サブ指標④	項目	事業系ごみの資源化量	単位	t
	内容	本市が把握する事業系一般廃棄物で計画収集量に含まれない資源化量		
	目的	環境に配慮した活動の一環として木くず、食品循環資源を資源化する民間事業者の現状を把握するため		
	算定式	一般廃棄物収集運搬実績報告書や各処理施設からの報告等		
	根拠	市独自		

サブ指標⑤	項目	総焼却量	単位	t
	内容	環境事業センターにおいて焼却したごみの総量		
	目的	計画収集量のほか粗大ごみ破碎処理場等からの中間処理後物を含む全てのごみの焼却量を把握するため		
	算定式	環境事業センターにおける総焼却量		
	根拠	市独自		

サブ指標⑥	項目	ごみ発熱量	単位	kJ/kg
	内容	環境事業センターにおいて焼却したごみの発熱量		
	目的	焼却炉にかかる負荷を分析するために、年間の平均したごみの発熱量(低位発熱量)を把握するもの		
	算定式	環境事業センターにおける年平均としての低位発熱量		
	根拠	市独自		

サブ指標⑦	項目	発電端効率	単位	%
	内容	環境事業センターで投入エネルギーから得た電力エネルギーの割合		
	目的	ごみの適正な処理を確保しつつ、地球温暖化防止にも配慮した施設としての基準を継続して満たしていることを把握するもの		
	算定式	環境事業センターにおける年平均としての発電効率		
	根拠	市独自		

---

サブ指標⑧	項目	まちぐるみ大清掃	単位	kg
	内容	公共の場における散乱ごみの量		
	目的	毎年、春と秋に実施する市内一斉清掃の結果から、散乱ごみの推移を把握するもの		
	算定式	ごみ収集量		
	根拠	市独自		

サブ指標⑨	項目	温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量（ii）	単位	t-CO <sub>2</sub>
	内容	ごみの収集、中間処理、最終処分において発生した二酸化炭素の量		
	目的	一般廃棄物の処理における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の削減について総量を把握するもの		
	算定式	収集、中間処理、最終処分において発生する二酸化炭素		
	根拠	市独自		

## 第5節 基本理念に基づく施策の展開

将来目標の実現に向けて本市基本理念のもと、3つの基本方針に基づき計画期間内に取組む分野と展開する施策の柱を設け、SDGs で定める17のゴールとの関係において、市民・事業者・市の役割ごとの具体的な行動（アクション・プラン）を実践します。

基本理念 『地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか』	
基本方針1 生活習慣や商習慣における5Rの定着・実践	
分野	施策の柱
(1)家庭系ごみ対策	① 生ごみ・食品ロス対策の実践 ② プラごみゼロ対策の実践 ③ 資源再生・リサイクル量の拡大 ④ 適正処理困難物対策の実践 ⑤ エシカル消費の実践
(2)事業系ごみ対策	① 生ごみ・食品ロス対策の実践 ② プラごみゼロ対策の実践 ③ 適正処理・リサイクルの促進
基本方針2 地域に密着した啓発・協働の推進	
分野	施策の柱
(1)市民・事業者・行政による協働の実践	① ごみの減量化・資源化団体等との協働 ② 美化推進団体等との協働
(2)情報共有・啓発の推進	① 環境配慮を促す情報発信（市民向け） ② 環境配慮を促す情報発信（事業者向け） ③ 環境教育・環境学習の充実
(3)不適正・不法排出防止等の啓発	① 不適正排出対策の啓発 ② 不法投棄対策の啓発 ③ ごみ・資源再生物の持ち去り対策の啓発
基本方針3 経済的、社会的、環境的側面のバランスが取れた廃棄物行政の運営	
分野	施策の柱
(1)安全で安定した処理体制の確立	① 収集・分別計画の推進 ② 中間処理・最終処分計画の推進 ③ エネルギーや資源を有効活用した温暖化対策 ④ 災害廃棄物等の処理に向けた備え ⑤ 一般廃棄物処理業許可の運用
(2)新たな技術革新等の調査・研究	① 5Rや適正処理の調査・研究

## 基本方針 1

### 「生活習慣や商習慣における 5 R の定着・実践」

施策の柱 1 – (1) –①

(1) 家庭系ごみ対策	
<b>生ごみ・食品ロス対策の実践</b>	
・生ごみ・食品ロス対策の啓発	■生ごみ・食品ロス削減の啓発活動 ■生ごみ処理容器の活用方法を周知
・市民団体等との協働による啓発	■ごみ減量化推進員会との協働による「水切り」促進を周知 ■市民団体とフードドライブを協働で実施 ■市民団体と生ごみ自家処理相談会を協働で実施
・食品ロス発生量の調査	■家庭系ごみの組成調査の実施

施策の柱 1 – (1) –②

(1) 家庭系ごみ対策	
<b>プラごみゼロ対策の実践</b>	
・情報媒体等を用いたプラごみゼロ対策の情報発信	■バイオマスプラスチックの使用と情報発信
・陸域における清掃活動の運営	■平塚駅周辺等のキャンペーンを運営 ■自主的に清掃を行う団体等にごみ袋の配布
・海岸漂着・散乱ごみの処理	■かながわ海岸美化財団等と連携した海洋プラスチックごみ等の処理
・表彰の実施	■平塚市環境表彰制度の活用
・不法投棄	■県等と連携した不法投棄パトロールの実施
・計画収集した容器包装プラスチック等の適正処理	■資源再生物として収集した容器包装プラスチックやペットボトルは日本容器包装リサイクル協会を通じて適正処理

(1) 家庭系ごみ対策	
<b>資源再生・リサイクル量の拡大</b>	
・資源再生物の分別や生ごみの資源化を周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>■資源再生物の分別区分を周知</li> <li>■ごみステーションに排出された資源再生物に対する助成制度の実施</li> <li>■古紙類（特に雑紙）として資源再生できる紙の種類をわかりやすく案内</li> <li>■使用済み小型家電の回収ボックスを市内各公民館等に設置</li> <li>■市民団体との協働事業による生ごみ自家処理相談会の実施</li> <li>■戸別収集の拡大による適切な分別の促進・定着</li> <li>■戸別収集時における適正廃棄についての注意喚起</li> </ul>
・民間回収拠点の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業者による容器、包装材等の回収・資源化の取組の促進</li> </ul>
・資源再生物の持ち去り禁止を周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例に基づき持ち去り行為禁止を周知</li> </ul>
・新たな資源化の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>■リチウム電池等の二次電池の回収を検討</li> <li>■プラスチック資源循環法に対応した製品プラスチックの資源化を検討</li> <li>■シュレッダーごみ等の新たな資源化について検討</li> <li>■破碎残渣物としてのプラスチック製品やガラス・陶磁器くず等の資源化を検討</li> </ul>

施策の柱 1 – (1) –④

(1) 家庭系ごみ対策	
<b>適正処理困難物対策の実践</b>	
・適正処理困難物の排出方法の周知	■適正処理困難物の事業者回収を市民周知 ■適正処理困難物の一部は一般廃棄物処分業者で中間処理・リサイクルが可能であることを市民周知
・在宅医療廃棄物の排出方法の周知	■在宅医療廃棄物の自主回収の拡大に向けた医療機関等への働きかけと市民周知
・適正処理困難物の処理ルートの検討	■適正処理困難物の自主回収ルート並びに処理ルートの確保
・国等への要望	■適正処理困難物の事業者回収の法整備に向けた国等への働きかけ

施策の柱 1 – (1) –⑤

(1) 家庭系ごみ対策	
<b>エシカル消費の実践</b>	
・市民向けの啓発	■ 5Rの考え方を普及
・事業者向けの啓発	■ できるだけごみを発生しないよう部品交換や修理体制の整備等について事業者への啓発
・市役所における率先行動	■ 市役所庁内におけるグリーン購入の推進 ■ 焼却を前提としたごみ袋等にバイオマスプラスチックを積極的に活用

エシカル消費とは・・

消費者それぞれが社会的課題の解決に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことをいいます。

具体例：障がい者支援につながる商品の購入、フェアトレード商品を選択

施策の柱 1 – (2) –①

(2) 事業系ごみ対策	
<b>生ごみ・食品ロス対策の実践</b>	
・食品関連事業者向けの啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>■直接廃棄・過剰除去・食べ残しの削減に向けた働きかけ</li> <li>■食品廃棄物の資源化を推進</li> <li>■食品関連事業者の多量排出事業者に対し、飼料化、堆肥化、メタンガス発電などの資源化を促進</li> </ul>
・市役所における率先行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共施設から発生する食品廃棄物の減量化・資源化の推進</li> <li>■会食時における「3010運動」の実施</li> <li>■フードバンク等との連携</li> </ul>

施策の柱 1 – (2) –②

(2) 事業系ごみ対策	
<b>プラごみゼロ対策の実践</b>	
・事業者への働きかけを強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■梱包材の減量化の働きかけ</li> <li>■梱包材等にバイオマスプラスチック等の環境に配慮した素材の利用の働きかけ</li> <li>■マイ箸・マイボトル等の利用を促進する働きかけ</li> <li>■事業活動に伴って排出された廃プラスチックの産業廃棄物としての適正処理を指導</li> </ul>

(2) 事業系ごみ対策	
<b>適正処理・リサイクルの促進</b>	
・事業系ごみの処理全般に関する周知啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■排出事業者向けに「事業系パンフレット」の活用を周知</li> <li>■排出事業者向けに各種リサイクル手法・施設の情報を発信</li> <li>■多量排出事業者等が実践するごみの管理方法、減量化・資源化に関する優良事例をホームページ等により情報発信</li> </ul>
・事業系ごみの減量化・資源化の意識付けを促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■紙類、剪定枝、生ごみ等の資源化業者の情報を周知</li> <li>■事業所（一般廃棄物処理業者を含む）や各種団体も視野に既存の平塚市環境表彰制度の運用を検討・実施</li> </ul>
・事業系ごみの展開検査を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■環境事業センターにおける搬入物検査で事業系ごみの分別指導を徹底</li> <li>■資源化可能なオフィススペーパーや産業廃棄物の搬入規制を通じ事業系ごみの資源化を促進</li> </ul>
・一般廃棄物処理業者への指導・要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>■廃棄物処理法の許可に基づく事業系一般廃棄物に限った収集運搬に対する現況確認並びに指導</li> <li>■一般廃棄物収集運搬業者との連携した事業系一般廃棄物等の排出抑制</li> <li>■事業系ごみのより詳細な実態を把握するため、一般廃棄物収集運搬実績調査書の内容を改定</li> <li>■コンビニエンスストアや飲食店等の食品関連事業者から発生する食品廃棄物の資源化を誘導</li> <li>■事業所や国・県の公共事業等で発生する剪定枝の資源化を誘導</li> <li>■資源化可能なオフィススペーパーの資源化を誘導</li> </ul>

	<p>■一般廃棄物処理業者への定期的な立入調査と指導</p>
・食品廃棄物を排出する関連事業者への誘導	<p>■剪定枝や食品廃棄物等の受入先自治体等との調整</p> <p>■コンビニエンスストアや飲食店等の食品関連事業者から発生する食品廃棄物の資源化を誘導</p> <p>■公共施設で発生する食品廃棄物の資源化の検討・実施</p>
・剪定枝（木製品を含む）を排出する事業者への誘導	<p>■剪定枝・食品廃棄物等の受入先自治体等との調整</p> <p>■事業所や公共事業等で発生する剪定枝の資源化を誘導</p> <p>■市公共施設から発生する剪定枝（木製品を含む）を木質チップ等による資源化</p>
・多量排出事業者への指導・支援	<p>■減量化計画書等の提出の要請</p> <p>■立入調査等による定期的な個別指導の実施</p>
・中小規模の事業者への指導・支援	<p>■年間36トン未満の事業系ごみの焼却を行う少量事業者に対する訪問を通じ、排出・資源化方法をヒヤリング</p> <p>■少量排出事業者から発生するオフィスペーパーや食品廃棄物等を効率よく資源化するための仕組みづくり・支援</p> <p>■従業員向けの啓発資料として、事業者向け（業種別）の減量化・資源化促進パンフレットを作成・配布</p> <p>■一般廃棄物収集運搬業者を通した周知啓発・指導</p> <p>■環境事業センターで展開検査を実施し、プラスチック類が混入していた場合における排出事業者への指導</p> <p>■事業系ごみのごみステーションへの排出防止を指導</p>

・宿泊施設等への指導・支援	<p>■民泊も含めた宿泊施設に対して事業系ごみの分別を促すため「事業系ごみの分け方・出し方」を配布</p>
・ごみ処理手数料の適正化	<p>■処理原価を踏まえたごみ処理手数料の定期的な見直し</p> <p>■市内外の資源化業者や他自治体の動向を踏まえたごみ処理手数料の適正化を調査・研究</p>
・新たな資源化の研究	<p>■事業系ごみの排出傾向を把握したごみ減量化・資源化に資する施策を検討</p> <p>■事業所から発生する使用済みオムツ等の新たな資源化及び処理に関する調査・研究</p> <p>■専ら物等を取り扱う業界動向の調査・研究</p>

## 基本方針 2

### 「地域に密着した啓発・協働の推進」

#### 施策の柱 2 – (1) –①

(1) 市民・事業者・市による協働の実践	
ごみ減量化・資源化団体等との協働	
・関係団体と連携の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>■会食時における「3010運動」の啓発</li><li>■5Rや適切な分別・資源化の考え方をイベント等において啓発</li><li>■生ごみ自家処理相談会を市民団体との連携により開催</li><li>■未使用食品の循環利用に向けてフードドライブをフードバンクとの連携により開催</li><li>■医療機関等に感染性廃棄物の適正処理を依頼</li></ul>

#### 施策の柱 2 – (1) –②

(1) 市民・事業者・市による協働の実践	
美化推進団体等との協働	
・市域全体に対する周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>■平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例の周知・啓発活動の推進</li><li>■クリーンひらつか指導員による環境美化の啓発・指導の実施</li><li>■自治会や美化推進員会を始めとした関係団体との連携強化</li><li>■若い世代への美化活動への参加促進</li><li>■市民・事業者などによる環境美化活動の情報発信</li><li>■自主的な公共の場における清掃活動に対するごみ袋の配付や清掃用具の貸出</li></ul>
・路上喫煙禁止区域内での周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>■路上喫煙禁止区域内における継続的な啓発・指導の実施及び効果の検証</li></ul>
・表彰制度の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>■長年地域の環境美化活動に取り組んでいる市民団体等に対する平塚市環境表彰制度の実施</li></ul>

#### 施策の柱 2 – (2) –①

(2) 情報共有・啓発の推進

**環境配慮を促す情報発信（市民向け）**

・情報発信の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民の具体的な行動を促す5Rの情報</li> <li>■生ごみ・食品ロス対策に関する情報</li> <li>■プラごみ対策に関する情報</li> <li>■家庭系ごみの排出ルールの情報</li> <li>■資源再生物のリサイクル先に関する情報</li> <li>■中間処理後物のリサイクルに関する情報</li> <li>■環境法令に基づく環境指標に関する情報</li> <li>■高齢世帯を対象としたごみ出し支援の情報</li> <li>■環境に配慮したエシカル消費に資する情報</li> <li>■廃棄物処理費に関する情報</li> <li>■温室効果ガス削減効果等の情報</li> <li>■組成や5Rの効果など分析に基づく情報</li> <li>■市の環境施策とSDGsの関連情報</li> </ul>
・情報発信の媒体	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ごみ分別アプリ、市ホームページ、市公式LINE等の電子媒体による市民ニーズを踏まえた情報発信</li> <li>■ごみ通信やごみ減量化だより等の紙媒体を用いた情報発信</li> <li>■平塚市リサイクルプラザ啓発棟における書籍等の配架・閲覧</li> <li>■新たな視点の検討など「ひらつか環境学習ガイド（環境副読本）」の内容を改善</li> </ul>
・対象者への情報発信の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日本語を母国語としない外国籍の住民に対するごみ排出ルールを促すため関係団体との連携や啓発方法の強化</li> <li>■高齢者・高齢世帯のごみ出し支援等を促すため福祉関係団体との連携や啓発方法の強化</li> <li>■他自治体からの転入者向けに分別ルールや排出方法等の相談窓口の充実</li> </ul>

施策の柱 2 – (2) –②

(2) 情報共有・啓発の推進	
<b>環境配慮を促す情報発信（事業者向け）</b>	
・環境負荷の低減に資する情報の発信	■ E S G関連指標の情報発信 ■ ごみ分別アプリ、市ホームページ等の電子媒体を活用した事業系ごみ対策の情報発信 ■ 優良事業者の取組の周知
・表彰制度の活用	■ 平塚市環境表彰制度の活用した優良事業者の表彰

施策の柱 2 – (2) –③

(2) 情報共有・啓発の推進	
<b>環境教育・環境学習の充実</b>	
・様々な機会の場を通じた情報提供	■ 廃棄物処理施設の見学会の更なる充実 ■ 廃棄物処理施設における啓発機能の充実 ■ 地域イベントへの出展 ■ 各種業界団体や学校などへ市民団体等による出前講座の実施 ■ 駅前キャンペーンの実施 ■ 収集車両を活用した効果的な情報提供 ■ 民間の広報媒体の活用 ■ 市民団体等によるイベントの支援 ■ 集合住宅の入居者や学生を対象にごみの排出ルールを促すため不動産業者や大学等との連携や啓発方法の強化

施策の柱 2 – (3) –①

(3) 不適正・不法投棄防止等の啓発	
<b>不適正排出対策の啓発</b>	
・家庭系ごみの排出対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ごみ減量化推進員会を通じた 5R の啓発</li> <li>■ごみ通信等による情報媒体を活用した啓発</li> <li>■市民団体等との協働によるキャンペーンの実施</li> </ul>
・事業系ごみの排出対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■展開検査による排出ルールの徹底</li> <li>■排出事業者向けの事業系パンフレット等を用いた排出ルールの徹底</li> <li>■一般廃棄物収集運搬業者との連携</li> </ul>

施策の柱 2 – (3) –②

(3) 不適正・不法投棄防止等の啓発	
<b>不法投棄対策の啓発</b>	
・キャンペーン等による啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■駅前キャンペーン等の実施</li> <li>■排出ルール徹底のため少量排出事業者に対する指導の徹底</li> <li>■不法投棄防止のため監視カメラや看板の設置</li> </ul>
・家電等のリサイクルを推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■家電リサイクル法や自動車リサイクル法等における適正処理の周知</li> </ul>
・関係機関との連携を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■県等と不法投棄防止パトロールを実施</li> <li>■県等と不法投棄物の情報を共有</li> <li>■警察署に不法投棄の対応を相談</li> </ul>

施策の柱 2 – (3) –③

(3) 不適正・不法排出等の防止	
<b>ごみ・資源再生物の持ち去り対策の啓発</b>	
・ごみの適正排出を促進するために 関係団体等との連携を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例に基づく指導等の実施</li> <li>■ごみ等の収集委託業者との情報共有</li> <li>■ごみステーション周辺のパトロールを実施</li> <li>■近隣自治体や所轄警察署との連携</li> </ul>

### 基本方針 3

## 「経済的、社会的、環境的側面のバランスが取れた 廃棄物行政の運営」

### 施策の柱 3 – (1) –①

(1) 安全で安定した処理体制の確立	
収集・分別計画の推進	
・収集計画	<ul style="list-style-type: none"><li>■効率的・効果的な収集運搬体制の検討</li><li>■家庭系可燃ごみの戸別収集の検証・拡大</li><li>■ふれあい収集の実施</li><li>■福祉収集の実施</li><li>■ごみ出しが困難な方への対応を検討・実施</li><li>■粗大ごみの持ち出し収集の実施</li><li>■粗大ごみの携帯端末（モバイル）受付システムの研究</li><li>■一時多量ごみや遺品整理ごみの一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集</li><li>■資源物回収センター等における資源再生物の受入</li></ul>
・分別計画	<ul style="list-style-type: none"><li>■新たな分別区分の検討（使用済み紙オムツ等）</li></ul>

施策の柱 3 – (1) –②

(1) 安全で安定した処理体制の確立	
<b>中間処理・最終処分計画の推進</b>	
・中間処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中間処理施設の環境調査の実施と結果の公表</li> <li>■中間処理施設の計画的な整備を実施</li> <li>■中間処理施設の長寿命化計画を検討・作成</li> <li>■中間処理施設の大規模改修・延命化を検討・実施</li> <li>■ごみ処理広域化計画において安定性・効率性を考慮した適切な施設配置の在り方を検討</li> <li>■中間処理段階における資源物の回収</li> <li>■ごみ発電の効率化による CO<sub>2</sub>排出量の削減</li> </ul>
・最終処分計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■埋立物の飛散防止対策や浸出水の高度処理など環境保全対策を推進</li> <li>■最終処分場周辺の環境調査の実施と結果の公表</li> <li>■埋立が適正に終了した場合の有効活用・地域還元を地域住民と協議</li> <li>■民間施設で焼却灰のリサイクルを実施</li> <li>■焼却灰・<b>不燃残渣</b>の新たなリサイクル手法を調査・研究</li> <li>■ごみ処理広域化計画において最終処分場の計画的な整備を検討</li> </ul>

施策の柱 3 – (1) –③

(1) 安全で安定した処理体制の確立	
<b>エネルギー・資源を有効活用した温暖化対策</b>	
・収集車両における 温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■低公害・低燃費の収集車両の導入</li> <li>■温室効果ガス排出量が多い収集車の段階的廃止</li> <li>■収集作業時の温室効果ガス削減及び騒音低減に資する電動(架装)収集車の試験的導入を検討</li> <li>■一般廃棄物収集運搬業者に対する環境対策車両等の情報提供</li> </ul>
・処理施設における 温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■適切な廃棄物処理施設の運転計画の立案と実施</li> <li>■省エネルギー化の推進</li> <li>■環境事業センターにおける発電端効率の向上</li> <li>■環境事業センターのごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効活用</li> <li>■中間処理施設や最終処分場を核とした地域循環共生圏の研究</li> </ul>

施策の柱 3 – (1) –④

(1) 安全で安定した処理体制の確立

**災害廃棄物等の処理に向けた備え**

- |             |  |
|-------------|--|
| ・大規模災害等への備え | ■災害時に備えた府内のごみ処理体制を強化<br>■平塚市災害等廃棄物処理計画・マニュアルを適宜見直し<br>■近隣自治体等との協定に基づいた広域処理体制の整備・連携強化 |
|-------------|--|

施策の柱 3 – (1) –⑤

(1) 安全で安定した処理体制の確立

**一般廃棄物処理業許可の運用**

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| ・許可計画 | ■処理計画に基づく一般廃棄物処理業の運用 |
|-------|----------------------|

現在、事業系ごみの発生量に大幅な増加が見込まれず、かつ一般廃棄物収集運搬業者の能力を上回る状況にはありません。事業系ごみの適正な処理を継続的かつ安定的に実施するため、新たな一般廃棄物収集運搬業の許可を行わないこととします。ただし、リサイクルの促進など循環型社会形成の観点から必要と認めた場合や、家庭系ごみの収集支援が現行の収集体制では困難となった場合は、必要に応じて検討します。

一般廃棄物の発生量又は処理量の見込みが現在の処理施設の処理能力を上回る見込みがないことから、新たな一般廃棄物処分業の許可を行わないこととします。ただし、循環型社会形成の観点から、バイオマス等の生成物が再生利用されることが確実であると本市が認める場合は、必要に応じて検討します。

(2) 新たな技術革新等の調査・研究	
<b>5Rや適正処理の調査・研究</b>	
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>■廃棄物処理施設や最終処分場における各種法令等に基づいた環境調査の実施</li> <li>■施策効果の把握・検証等をするためのごみ組成調査の実施</li> <li>■温室効果ガス削減効果等の推計</li> <li>■環境負荷低減効果やコスト削減効果に関する分かりやすい評価指標の検討</li> <li>■環境負荷の少ない収集運搬技術の調査・研究</li> <li>■生ごみ、使用済み紙オムツ、草、焼却灰、プラスチックごみ等の新たなリサイクル技術の調査・研究</li> <li>■ごみ処理手数料の適正な在り方に関する調査・研究</li> <li>■家庭系ごみの有料化に関する調査・研究</li> <li>■廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の調査・研究</li> </ul>
・国等への要望行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>■拡大生産者責任に基づく廃棄物処理制度の拡充を働きかけ</li> <li>■温暖化対策に寄与するプラスチック製品のリサイクルに関する法制度の働きかけ</li> <li>■容器包装リサイクル制度における市町村と事業者の役割分担の見直しを働きかけ</li> <li>■適正処理困難物の事業者回収の法整備を働きかけ</li> <li>■前払い方式の導入や品目拡大など関係機関等に対する家電リサイクル制度の見直しを働きかけ</li> </ul>

# 第3章 生活排水処理基本計画

## 第1節 生活排水処理の現状

### 1 生活排水処理の現状

#### (1) 本市の生活排水処理の流れ

本市では公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽（以下「生活排水処理施設」という。）の3手法による生活排水処理を推進しています。生活排水処理施設からの公共用海域に排出する放流水に関しては、公共用海域の水質を保全するため、各施設において適正な排出に努めています。

一方で、汲み取り便槽のし尿や浄化槽汚泥は大磯町し尿処理施設で処理し、発生した脱水汚泥は平塚市環境事業センターで焼却しています。また、処理水は公共用海域に放流しています。

本市における生活排水の処理フローは図3-1のとおりです。

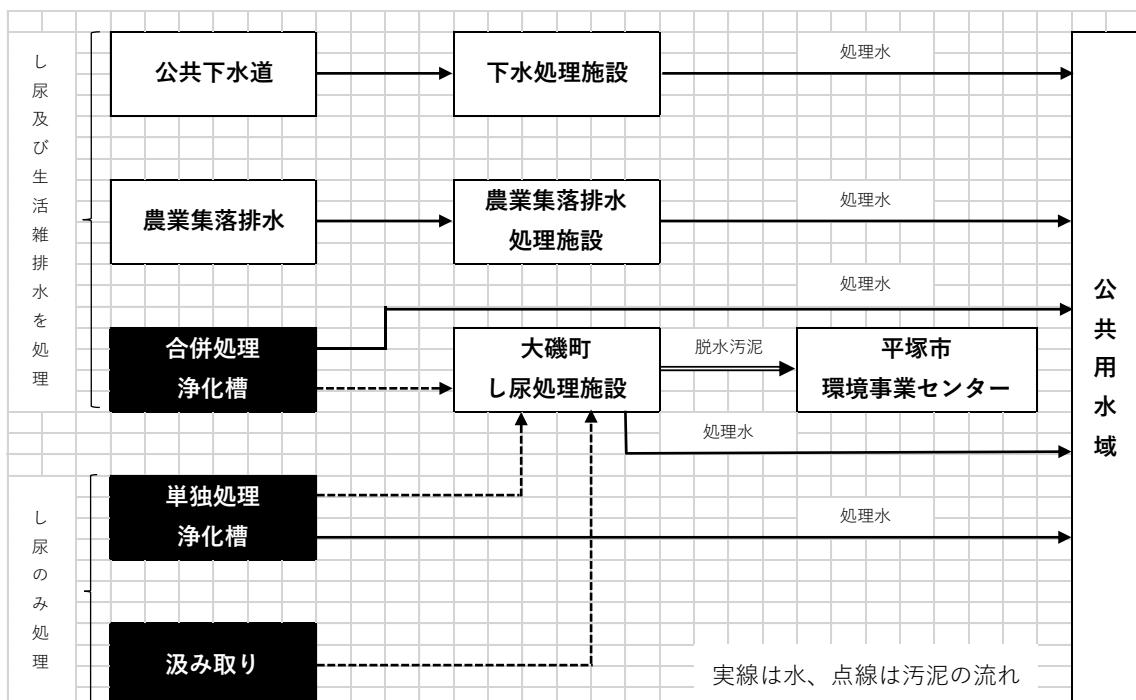


図3-1 生活排水の処理フロー

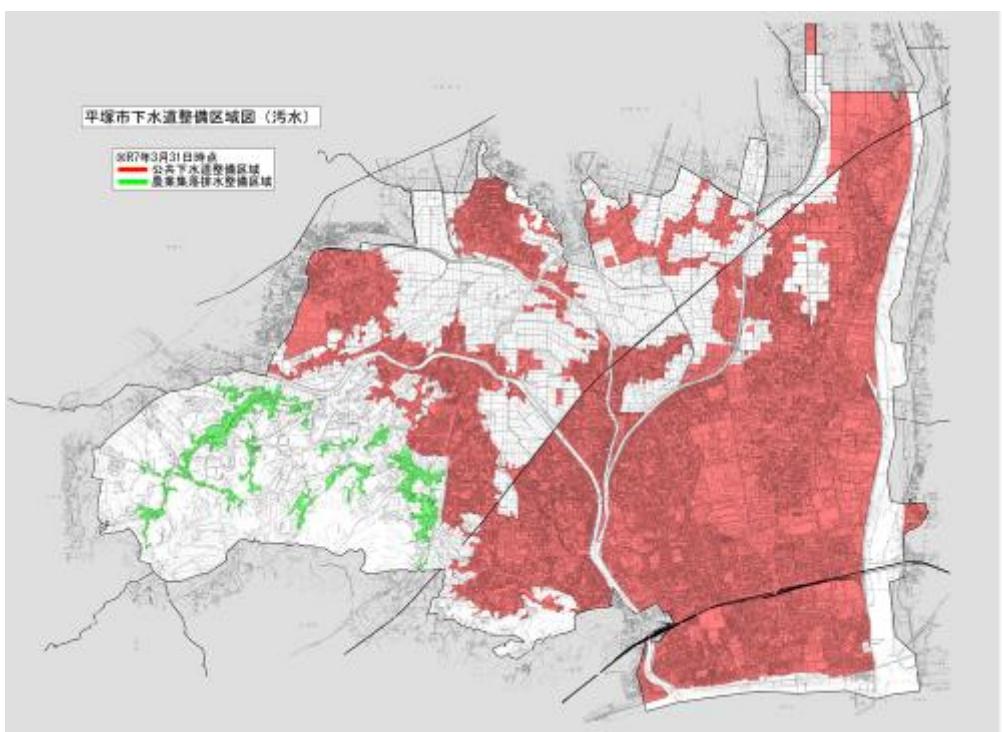


図 3-2 平塚市下水道計画図 (汚水) (平塚市新下水道ビジョンから引用)



図 3-3 整備のイメージ

## (2) 処理形態別人口

本市における生活排水の形態別人口は表 3-1 のとおりであり、農業集落排水及び汲み取り人口は特に減少傾向にあります。

生活雑排適正処理率は高い水準を維持しており、令和 5 年度末の下水道、農業集落排水及び合併処理化槽による生活雑排適正処理率は 98.9 パーセントとなっております。

表 3-1 生活排水の処理形態別人口（単位：人）

年度	計画処理 人口	生活雑排水適正処理				生活雑排水未処理				生活雑排水 適正処理率
		計	下水道	農業集落 排水	合併処理 処理槽	計	単独 処理槽	汲み取り	その他	
H30	2018	258,004	255,176	250,549	2,981	1,646	2,828	2,248	580	0 98.9%
R1	2019	257,729	255,116	250,554	2,912	1,650	2,613	2,082	531	0 99.0%
R2	2020	258,422	254,723	250,257	2,864	1,602	3,699	3,243	456	0 98.6%
R3	2021	257,883	253,985	249,569	2,831	1,585	3,898	3,479	419	0 98.5%
R4	2022	257,713	255,336	250,844	2,765	1,727	2,377	2,000	377	0 99.1%
R5	2023	258,463	255,702	251,265	2,731	1,706	2,761	2,419	342	0 98.9%

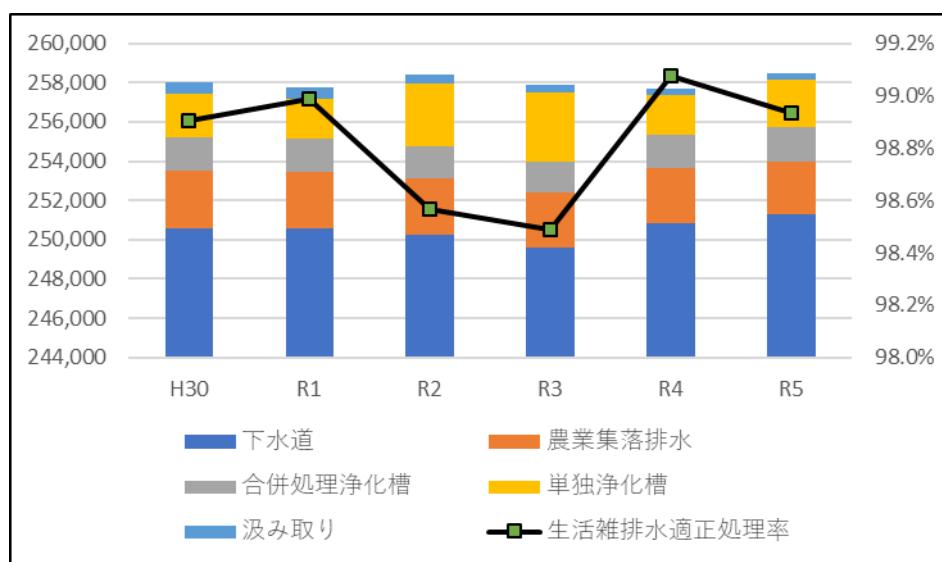


図 3-4 生活排水の処理形態別人口と生活雑排水適正処理率

### (3) 生活排水処理量の推移

大磯町し尿処理施設への搬入量は、平成30年度において浄化槽汚泥が5,634キロリットル、し尿が1,051キロリットルの合計6,685キロリットルでした。令和5年度には浄化槽汚泥が4,941キロリットル、し尿が633キロリットルの合計5,574キロリットルに減少しています。これは公共下水道利用への切り替えを含めた汲み取り人口の減少によるし尿投入量の変化が主な理由として考えられます。

表3-2 生活排水（浄化槽汚泥及びし尿）処理量の推移

年度	浄化槽汚泥					し尿			浄化槽汚泥+し尿				
	合計	合併処理 浄化槽	単独 浄化槽	排出量	1日 当たり量	汲み取り	排出量	1日 当たり量	排出量	1日 当たり量	延べ 収集台数	1台1日 当たり量	
	(人)	(人)	(人)	(KL)	(KL/日)	(人)	(KL)	(KL/日)	(KL)	(KL/日)	(台)	(L/日・台)	
H30 2018	3,894	1,646	2,248	5,634	15.4	580	1,051	2.9	6,685	18.3	3,379	244	8.1
R1 2019	3,732	1,650	2,082	5,596	15.3	531	1,078	2.9	6,674	18.2	3,364	241	8.2
R2 2020	4,845	1,602	3,243	5,681	15.6	456	1,182	3.2	6,863	18.8	3,550	243	8.0
R3 2021	5,064	1,585	3,479	4,696	12.9	419	776	2.1	5,472	15.0	2,878	242	7.9
R4 2022	3,727	1,727	2,000	4,442	12.2	377	669	1.8	5,111	14.0	2,677	243	7.9
R5 2023	4,125	1,706	2,419	4,941	13.5	342	633	1.7	5,574	15.2	2,917	243	7.9

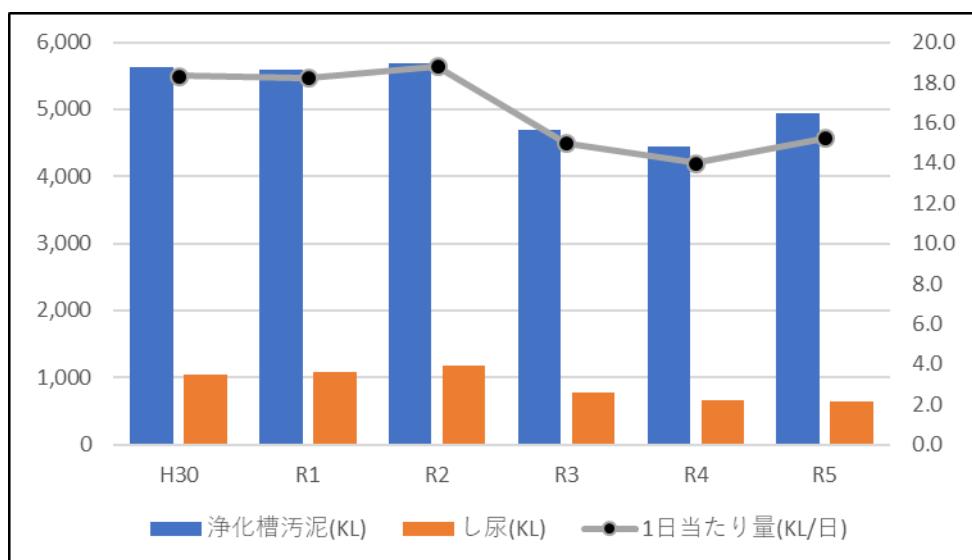


図3-5 生活排水（浄化槽汚泥及びし尿）処理量の推移

#### (4) 清掃事業費の推移

本市のし尿・浄化槽汚泥処理に要する経費は、表3-3に示すとおりです。収集量の減少に伴い、1KL当たりの経費は増加しています。

表3-3 清掃事業費の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
清掃事業費（千円）	114,433	102,551	113,026	122,076	122,075	137,047
収集量（KL）	6,685	6,674	6,863	5,472	5,111	5,574
1KL当たり経費（円）	17,118	15,366	16,469	22,309	23,885	24,587

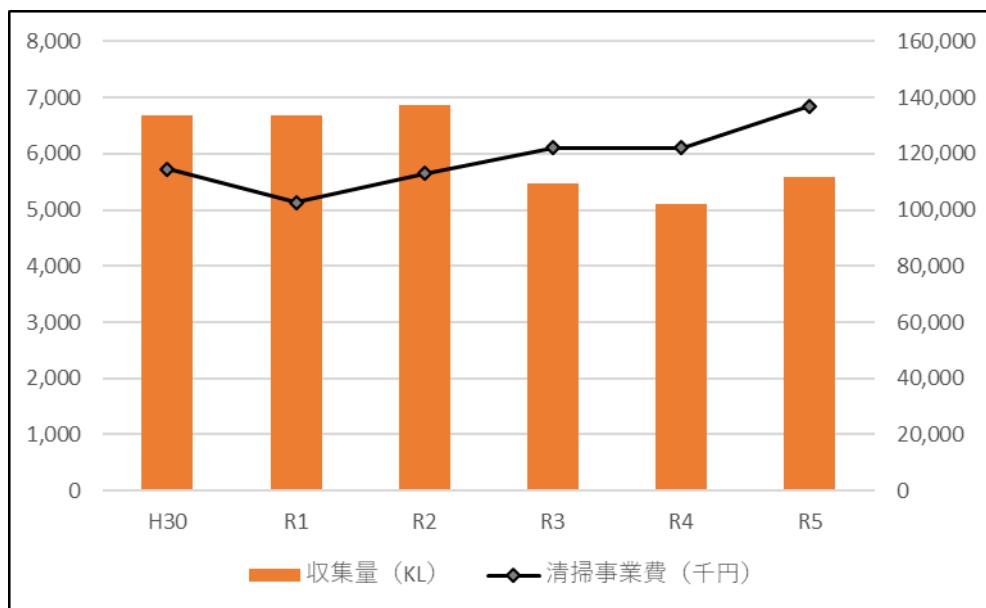


図3-6 清掃事業費の推移

#### (5) 合併処理浄化槽設置の補助制度

生活系排水による公共用水域の水質汚濁の防止及び生活環境の悪化を防止するため、合併処理浄化槽を設置する方に費用の一部を補助しています。単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽に転換する場合は、宅内配管工事費補助として30万円を上限に、また、撤去工事費用補助として12万円を上限に設置補助金に上乗せします。

表3-4 合併処理浄化槽設置時の補助金額

人槽区分		補助金額
5人槽相当	居住の用に供する面積が130平方メートル以下	33万2千円
7人槽相当	居住の用に供する面積が130平方メートルを超えるもの	41万4千円
10人槽相当	浴室及び台所が2か所以上あるもの	54万8千円

#### (6) BOD 7 5 %水質値の経年変化

公共用水域のうち河川については、神奈川県公共用水域水質測定計画に基づき、環境補助点である下之宮橋（鈴川）、立堀橋（渋田川）、平塚沖で水質測定を毎月実施しています。3 地点ともに BOD（生物化学的酸素要求量）又は COD（化学的酸素要求量）の年平均値は環境基準を達成しています。

また、市独自に定めた市内河川等 21 河川のうち、不動川（中沢橋）・座禅川（寺分大橋）・三笠川は、本市の土屋・上吉沢・下吉沢を対象とした農業集落排水の地域に位置づけられます。

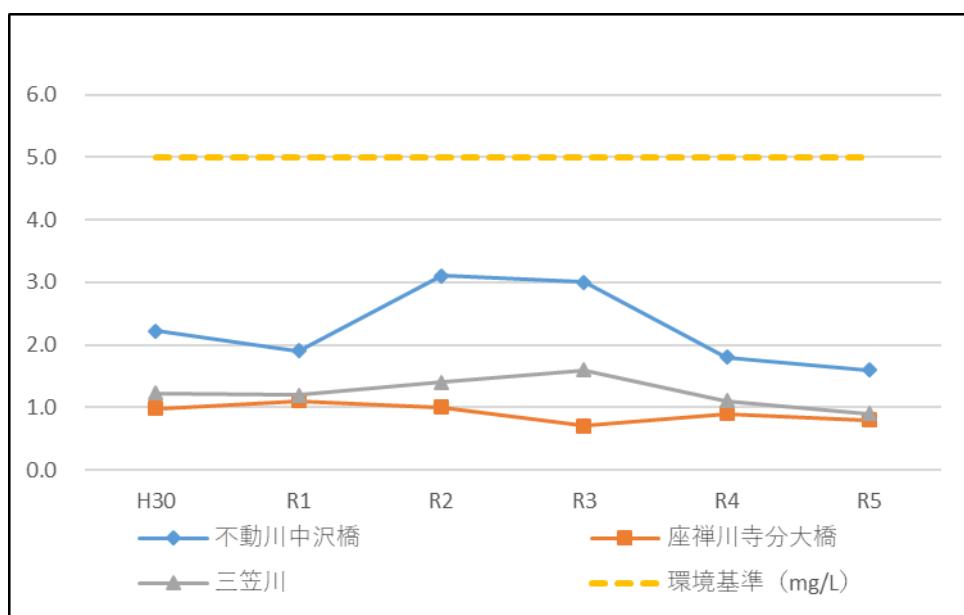


図 3-7 BOD 平均値の推移

## 2 処理体制の概要

### (1) 処理施設の概要

処理施設ごとの設置主体並びに運転・管理体制は表 3-5 のとおりです。

表 3-5 処理施設の概要

	施設概要			設置主体	運転・管理
下水処理施設	<b>相模川流域下水道処理施設（右岸処理場）</b>			神奈川県	公益財団法人 神奈川県 下水道公社
	所在地	:	平塚市四之宮4丁目19-1		
	処理方式	:	標準活性汚泥法		
	処理能力	:	322,800m <sup>3</sup> /日最大汚水量		
	稼働開始	:	昭和48年6月		
	<b>相模川流域下水道処理施設（左岸処理場）</b>			神奈川県	公益財団法人 神奈川県 下水道公社
	所在地	:	茅ヶ崎市柳島1900		
	処理方式	:	標準活性汚泥法		
	処理能力	:	539,100m <sup>3</sup> /日最大汚水量		
	稼働開始	:	昭和52年12月		
農業集落排水施設	<b>平塚市土屋浄化センター</b>			本市	委託業者
	所在地	:	平塚市土屋1495-1		
	処理方式	:	回分式活性汚泥方式 (JARUS-XI)		
	処理能力	:	681m <sup>3</sup> /日平均汚水量		
	稼働開始	:	平成22年5月		
	<b>平塚市吉沢浄化センター汚水処理施設</b>			本市	委託業者
	所在地	:	平塚市下吉沢142-1		
	処理方式	:	回分式活性汚泥方式 (JARUS-XI)		
	処理能力	:	443m <sup>3</sup> /日平均汚水量		
	稼働開始	:	平成24年5月		
し尿処理施設	<b>平塚市吉沢浄化センター資源循環施設</b>			本市	委託業者
	所在地	:	平塚市下吉沢142-1		
	処理方式	:	圧縮空域噴射式		
	処理能力	:	0.823m <sup>3</sup> /日		
	稼働開始	:	平成26年4月		
	<b>大磯町し尿処理施設</b>			大磯町	大磯町等
	所在地	:	大磯町虫窪66		
	処理方式	:	膜分離高負荷脱窒素処理 (河川放流)		
	処理能力	:	50kl/日		
	稼働開始	:	昭和53年4月		

## （2）収集運搬体制の概要

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制は表 3-6 のとおりです。

表 3-6 し尿及浄化槽汚泥の収集運搬体制

種類	区分	収集運搬体制	収集回数
し尿	一般家庭	委託	20日/回
	事業所等	委託	隨時
浄化槽汚泥	一般家庭	許可	隨時
	事業所等	許可	隨時

---

## 第2節 生活排水処理の課題

---

### 1 公共用水域の環境保全

河川や海に流れ込む生活雑排水（台所や風呂などの排水）を処理するために、公共下水道や農業集落排水の整備、合併処理浄化槽への切替えをお願いしてきました。令和5年度現在、生活雑排水を含めた生活雑排水適正処理率は、98.9パーセントとなっています。下水道供用開始区域の未接続の家庭が下水道に接続することが、河川や海の環境保全につながります。引き続き、未接続人口の解消が今後の課題となっています。

### 2 処理施設の整備

大磯町し尿処理施設は昭和53年4月に供用を開始して以降、45年以上を経過します。この間には、処理人口の減少、し尿に比べて浄化槽汚泥の処理量の増加、生活様式の変遷により、処理施設に求められる機能が変化してきています。また、今後想定される大規模災害に備えた処理・貯留等の方法についても設計段階から考慮する必要があります。同施設は平塚・大磯・二宮ごみ処理広域化実施計画の中において運用を行っているところです。将来の処理量やニーズなどを踏まえた最適な処理方法や規模を検討する必要があります。

### 第3節 生活排水処理の基本方針

#### 1 基本方針

以下、本計画における基本理念を実現するために2つの基本方針を設定します。

地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか

基本方針 1	「生活排水を処理する施設の整備及び適正な維持管理の促進」
①	公共下水道施設の適正な維持管理及び普及率の向上を図ります。
②	老朽化した大磯町し尿処理施設の整備を大磯町とともに検討します。
③	浄化槽汚泥及びし尿の適正な収集運搬、中間処理、最終処分を継続します。
基本方針 2	「公衆衛生の向上及び公共用水域の保全のため啓発を推進」
①	公共下水道や農業集落排水の接続率の向上を図ります。
②	単独浄化槽やし尿汲み取り家庭に合併浄化槽への切り替えを促します。
③	合併浄化槽の設置及び維持管理に関する助成を周知します。

## 2 将来の処理量（見込み）

### （1）将来の人口予測

計画処理人口には、令和2年2月に改訂した「平塚市人口ビジョン」のうち、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」の推計を基に、出生の希望等を参考にして将来の出生率等の仮定を変えて推計した『将来展望推計』を用います。

計画処理人口と予測式を用いて計算した各処理形態別人口の総和との差は、差を按分する方法で修正します。

表 3-7 将来の人口予測

年度	計画処理 人口	生活雑排水適正処理				生活雑排水未処理				生活雑排水 適正処理率
		計	下水道	農業集落 排水	合併処理 浄化槽	計	単独 浄化槽	汲み取り	その他	
R6	2024	252,798	251,037	246,637	2,867	1,533	1,761	1,442	319	0 99.3%
R7	2025	252,171	250,544	246,172	2,862	1,510	1,627	1,339	288	0 99.4%
R8	2026	251,214	249,709	245,369	2,852	1,488	1,505	1,245	260	0 99.4%
R9	2027	250,257	248,866	244,558	2,842	1,466	1,391	1,157	234	0 99.4%
R10	2028	249,300	248,014	243,737	2,833	1,444	1,286	1,074	212	0 99.5%
R11	2029	248,343	247,153	242,907	2,823	1,423	1,190	998	192	0 99.5%
R12	2030	247,384	246,283	242,067	2,813	1,403	1,101	927	174	0 99.6%

### （2）将来の処理量（見込み）

将来の処理量を算定するにおいて基礎数値となるし尿、単独及び合併処理浄化槽汚泥の1人1日当たりの平均排出量に将来の人口予測を乗じて処理量を算出します。

表 3-8 将来の処理量（見込み）

年度		浄化槽汚泥 (KL)	し尿 (KL)	1日当たり量 (KL/日)
R6	2024	4,294	635	13.5
R7	2025	4,098	573	12.8
R8	2026	3,917	518	12.1
R9	2027	3,757	467	11.5
R10	2028	3,584	422	11.1
R11	2029	3,434	382	10.4
R12	2030	3,294	346	10.0

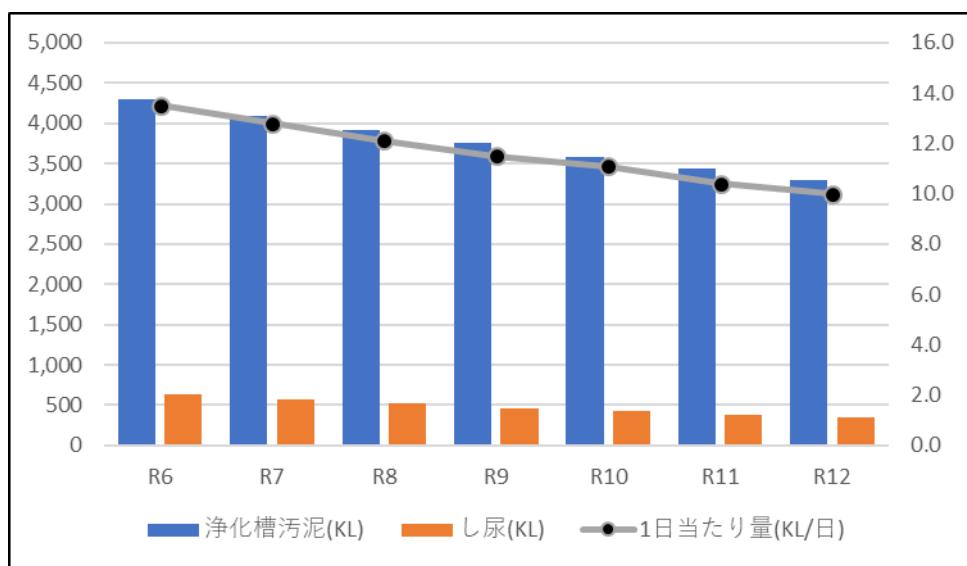


図 3-8 生活排水（浄化槽汚泥及びし尿）処理量の推移（見込み）

## 用語解説

### あ行

#### ESG（イーエスジー）投資

従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のこととを指します。特に、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会（オポチュニティ）を評価するベンチマークとして、国連持続可能な開発目標（SDGs）と合わせて注目されています。

#### SDGs（エスディージーズ）

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

#### エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、こうした課題に

取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことをいいます。2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールのうち、特にゴール12に関連する取組です。

### 温室効果ガス

人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあります。二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスです。石炭や石油の消費、セメントの生産などにより大量の二酸化炭素が大気中に放出されます。また、大気中の二酸化炭素の吸収源である森林が減少しています。これらの結果として大気中の二酸化炭素は年々増加しています。

### か行

#### 合併処理浄化槽

トイレや台所、風呂などから流される生活排水を、各家庭に設置された浄化槽内で微生物の働きを利用してきれいにする装置。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、全ての生活排水を処理し、水質的には下水道に近い能力があることから、下水道や農業集落排水が普及していない人口の散財する地域の生活排水対策として効果的である。なお、単独処理浄化槽は、浄化槽法により平成13年以降新規に設置することは認められていない。

#### 環境基本計画

環境基本法第15条に基づき政府が定め

る環境の保全に関する基本的な計画です。

### 環境基準

環境基本法第16条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する目的で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標。

### 経済センサス

事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報 を整備することを目的としています。

### 公共用水域

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域、及びこれに接続する公共溝渠、かんがい(灌漑)用水路、その他公共の用に供される水路」と規定されている。

## さ行

### 事業系一般廃棄物

事業者から排出されるごみのうち産業廃棄物以外のものをいう。

### サンドイッチ・セル方式

ある一定の日数毎に埋め立てられた廃棄物を、完全に覆ってしまうように設置する方式をいいます。

### 3010運動 (さんまるいちまる)

食べ残しを減らすための運動で「宴会の開始から30分と、閉宴10分前には席に座って食事を楽しみましょう」という取組で長野県松本市から始まったもの。

### 湿基準

水分を含んだ状態のものを示す。これに対して、水分を含まない状態ものを乾基準と呼ぶ。

### 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

### 食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的に制定された法律。正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。

### 食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。環境省の推計値によると、令和5年度で約464万トンあると言われています。

### 食品ロス削減推進法

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する

施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に制定された法律。正式名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」。

## た行

### 多量排出事業者

事業系一般廃棄物を多量に排出し、かつ、市の一般廃棄物処理計画に著しい影響があると認めた者で、1月に3トン以上の事業系一般廃棄物を継続して排出するもの又は年間に36トン以上の事業系一般廃棄物を排出するもののうちから、市長が認定する事業者をいう。

### 超高齢社会

総人口に対して65歳以上の人口が占める割合を高齢化率といい、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、高齢化率が14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」となります。

### 低位発熱量

燃焼によって生成した水分が水蒸気（気体）の状態にあるときの発熱量をいいます。一方、燃焼によって生成した水分が水（液体）の状態にあるときの発熱量を高位発熱量といいます。都市ごみを焼却する場合は高位発熱量から水の蒸発潜熱を差し引いた低位発熱量を用いるのが一般的です。

## な行

### 農業集落排水

農業振興地域における農業用排水の水質保全等を目的として、地域内の集落において汚水処理を整備すること。

### 75%水質値

年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（nは日間平均値のデータ数）の値のことをいう。

## は行

### バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼びます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などがあります。

### バイオマスプラスチック

再生可能なバイオマス資源を原料に、化学的または生物学的に合成することで得られるプラスチック。それを焼却処分した場合でも、バイオマスのもつカーボンニュートラル性から、大気中のCO<sub>2</sub>の濃度を上昇させないという特徴がある。これにより、地球温暖化の防止や化石資源への依存度低減にも貢献することが期待される。

## 廃棄物処理法

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に制定された法律。正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。

## 排出原単位

一人一日当たりごみ排出量のことを排出原単位といいます。単位はグラム/人・日で表します。

## BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川等の水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示している。BODの高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされる。

## 発電端効率

発電施設内の電力消費量を発電量から引かずに計算したものを「発電端効率」、引いて計算したものを「送電端効率」といいます。

## 飛灰（ひばい）

焼却灰は、焼却炉の底などから回収される焼却主灰（ボトムアッシュ）と焼却廃ガス中に浮遊する飛灰（フライアッシュ）に分け

られます。後者は、すす、灰など、燃焼廃ガス中に含まれる固体の粒子状物質で、集じん灰およびボイラ、ガス冷却室、再燃焼室で捕集されたばいじんを総称したものをいいます。

## フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに寄付することで、食べ物を必要とする人に届ける活動をいいます。

## フードバンク

様々な理由で販売できなくなった期限前の未利用食品を企業や団体などから引き取り、必要な人へ届ける団体です。

## プラごみゼロ対策

リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指すことをいいます。

## プラスチック資源循環戦略

第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3 R + Renewable (再生可能資源への代替) を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略をいいます。

## ま行

### マテリアルリサイクル

溶融スラグの土木資材利用や焼却灰のセメント原料化といった、廃棄物を別の用途

に原材料として利用すること。

### 専ら物（もっぱらぶつ）

「専ら再生利用の目的となる廃棄物」のことで、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古纖維の4品目をいいます。

### ら行

#### リターナブルびん

あきびんを回収後、きれいに洗浄され、再び中身を詰めて商品化されるびんのことです。

# 平塚市一般廃棄物処理基本計画

令和 8 年 3 月

編集・発行：平塚市

環境部 環境政策課・収集業務課・環境施設課

土木部 下水道経営課・下水道整備課

所 在 地：〒254-8686

神奈川県平塚市浅間町 9 番 1 号

電 話：0463-23-1111（代表）